

令和7年度きずなトーク 議事要旨

<問い合わせ先>
北区総務部区長室
電話（3908）1219

目 次

1 王子地区	1 頁
--------	-----

(1) 日 時

令和7年10月17日(金) 午後2時～3時

(2) 場 所

北とぴあ 14階 スカイホール

2 滝野川地区	21 頁
---------	------

(1) 日 時

令和7年10月23日(木) 午後3時～4時

(2) 場 所

滝野川会館 5階 小ホール

3 赤羽地区	44 頁
--------	------

(1) 日 時

令和7年12月11日(木) 午後3時～4時

(2) 場 所

赤羽会館 4階 大ホール

令和7年度きずなトーク（王子地区）議事要旨

- 1 日 時 令和7年10月17日（金）午後2時～3時
- 2 場 所 北とぴあ 14階 スカイホール
- 3 出席者 区長、政策経営部長、区長室長、地域振興部長、地域振興課長、王子地区町会自治会連合会常任理事（14名）

1 . 開 会

◎区長室長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度きずなトークを始めさせていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます区長室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 . 区 長 挨拶

◎区長室長

それでは、初めにやまだ区長からご挨拶をさせていただきます。

◎やまだ区長

皆様、こんにちは。この格好ですみません。実は今日朝から各部で災害対策本部の運営訓練、7年ぶりの庁内全体でメールなんかのやり取りも含めると2,000人規模で職員の安否確認をして、各部ごとにどういう動きを、初動体制を取るかということの訓練を今日は1日かけてやっています。そんなことで、うちを含めて本庁のほうはこの格好ですみません、失礼をいたします。

また、各町会長の皆様には日頃から地域の全てにおいていろいろとご尽力をいただいております。心から感謝申し上げます。いつもありがとうございます。

きずなトーク、ぜひいろいろとご意見をいただきながら、地域のご意見に即したものを何かできないかという思いで、昨年も町会自治会連合会からご要望いただいた一番のご要望としてLEDの付け替えの3年間で全部お金を出しますということでやらせていただきました。今年度も町会自治会から出ている要望についてできることはまたやっていきたいというふうに思っておりますが、まずは各地域の課題が大きく変わってまいりますので、今日は王子地区の皆様のご意見を伺っていきたいと思っております。

ちょっといろいろお話もただけて、今まではいただいたテーマとその後はテーマを設けた意見交換だったんですけど、なるべく意見交換の時間を長くしようというご意見もいただいていたので、最初の私からのテーマごとの説明はコンパクトにさせていただきますながら、その後の意見交換のところはテーマを絞らずにそれぞれご意見をいただくような形で今回は内容を変えさせていただきます。

このきずなトークの持ち方も、ご意見いただきながらどんどんいいほうに変化させ

ていきたいなと思っています。今日はどうぞ、短い時間ですがよろしくお願いいたします。

3 . 会 長 挨拶

◎区長室長

続きまして、王子地区町会自治会連合会、A会長よりひと言ご挨拶を頂戴いたします。A会長よろしくお願いいたします。

◎A会長

皆様こんにちは。Aでございます。

本日は、やまだ区長を初め政策経営部長、地域振興部長等の幹部の皆様におきましては、きずなトークという我々の意見等を聞いていただく機会を作っていただき、誠にありがとうございます。

王子地区からは2つの主なテーマを挙げて意見を伝えさせていただきます。

しかし、区長に意見をお伝えすることができるということなので、ぜひ我々の意見をしっかりと受け止めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は王子地区、ひいては北区の明るい発展を繋げる有意義な場とさせていただき、なお、本日のテーマに挙げた以外の皆様の思いを汲み取っていただければ幸いです。

よろしく願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4 . 出 席 者 紹 介

◎区長室長

それでは、ここで区側の出席者を紹介させていただきます。
改めましてやまだ区長でございます。

◎やまだ区長

お願いします。

◎区長室長

政策経営部長でございます。

◎政策経営部長

こんにちは。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興部長でございます。

◎地域振興部長

いつもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興課長でございます。

◎地域振興課長

いつも大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

5. 意見交換・情報交換

◎区長室長

よろしくお願いいたします。

初めにお手元の資料の確認からさせていただきます。

まず席次表。そしてスライドを印刷したもの。そして北区ニュース。東京都北区水害ハザードマップ。以上の4点となります。不足がある方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか、はい。

意見交換に入る前に何点かお知らせをさせていただきます。

本日皆様からお話をいただきました内容につきましては、後日、議事要旨を作成し、区政資料室や北区ホームページで公開させていただきますが、発言者のお名前は匿名とさせていただきます。また、記録用として本日の様子を撮影させていただき、区のホームページなどに掲載したいと考えておりますので、その点についてもご了承のほどよろしくお願いいたします。

そして本日の意見交換の進め方でございます。冒頭区長からもご説明させていただきましたけれども、今年から1部2部制の2部、テーマを設けずにご意見をいただく時間を長くとりたいということでございまして、まず第1部、王子地区で町会自治会連合会の要望をいただいた2項目について、まず、ご意見のやり取りをさせていただきます、そして第2部ではフリートークの形式で意見交換をさせていただきます。

先にいただいている要望に沿って区長からまずご説明をさせていただいて、その後ご意見をいただきますので、よろしくお願いいたします。

区長は、きずなトークの終了後、また災害対策本部全庁訓練に戻りますので、全体の終了時刻は3時厳守ということでご理解をいただければと思います。スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは早速、意見交換の第1部に入りたいと思います。

1つ目のテーマ、ごみ集積所の確保と管理について、やまだ区長から現状の取組や今後の対応など説明をお願いいたします。

◎やまだ区長

はい、よろしくお願いいたします。

まず、ごみ集積場の確保と管理について、今の区の取組について簡単にご説明したいと思います。

まさに皆様に、町会自治会を中心としてお力をいただいております。1点目が北区清掃協力会です。協力隊と行政の関係性ということでご説明していきたいと思っております。

清掃協力会は循環型社会を構築することも目指しまして、会員の自主的協力により行政と協働して北区内から生じる廃棄物排出抑制、減量化、資源化を推進することによって、北区民の生活環境の向上を図ることを目的として活動しています。形成されている任意団体です。

主に町会自治会の方々に担っていただいております。本当にいつもありがとうございます。173町会自治会と12団体の賛助会員をもって構成されておりまして、北区清掃事務所内に事務局を置いています。

活動内容についてですが、スライドもしくはお手元の資料の中で、毎年、地区別懇談会の実施ですとか、それから清掃リサイクルの施設見学などを行っていただいています。このところはやっぱりプラスチックごみの回収の勉強会、生ごみの勉強会ということをやっています。

次のページに行きます。

次に、ごみ出しルールの区の対応についてお話をさせていただきたいと思います。通常の何曜日に燃えるごみ、燃えないごみということですが、この通常のごみの収集については、収集班といいます。収集班と、それとは別に、主に家庭ごみの集積所を巡回して排出指導を行う専門家チームがふれあい指導班という班を組んでいます。区民の方々からのご連絡で現場を確認した上で、ルール違反が繰り返されている集積場への指導、また排出者が特定できた場合は直接指導、誤った排出の仕方をされている方への直接指導を行っています。そして区内全域を4台、そのふれあい指導班というのは4台の車両で定期的に巡回をしています。このふれあい指導班はなんと定期的に回って1日100か所。通常の集積班とは別に1日100か所程度を回る実施をしております。集積所に関するご相談・指導は年間で2,000件あります。なので、やはりそれだけ違反しているごみも多くあるということがこれを見ても読み取れます。

次のページに移らせていただきます。

そして、この内容については前回、令和5年の10月の開催のときにご意見としていただきましたが、ごみの資源量、ごみ量の推移等についてお話をしたいと思います。

まず、ごみ量を、ごみを減らしていくこと、そして王子、赤羽、滝野川全ての全域においてどこもごみを減らしていこう、一緒に頑張っていくということを皆さんにお願いをさせていただいております。

それは、ごみを捨てるのにもやはりコストがかかって、ごみは23区一部清掃の組合を作っております、一組といいます、その中で分担金を負担して、それぞれの区が負担をして清掃工場の運営をしているという形になりますので、負担金、そのごみを捨てるためのお金を捻出しているものを減らして負担金を減らしていくことを目指していきたいなと思っています。

その負担金を減らすことで、戸別収集にしていくお金を捻出できないかなというのが、これは区の所管というよりは、ずっと私は申し上げていることでして、やっぱり戸別収集には多額の金額がかかるので、どこを原資として考えていくかというときに、今ごみを捨てるのに、焼却していくのにお金がかかる。負担金を減らすことでその浮いた部分で戸別収集ができればいいなということをお私はずっと考えています。

ここはちょっと所管というよりは個人的な部分も含めてお伝えをしました。

現状の成果ですが、令和6年度の区民の方1人当たり1日ですね、総排出量は696g、1日です。1日700gぐらいごみが1日1人です、出ています。

北区一般廃棄物処理基本計画2025におけるごみの排出目標値は702gです

ので、少しずつ成果が出て目標値を下回っている状況ではあります。これは本当に、特に令和5年度比で、令和6年度は9.2%、断トツ23区でごみの量が減ったという成果も出ておりますので、プラスチックのリサイクルからの影響じゃないかと分析はしています。こういったごみをもっともっと減らしていきたいという考えです。

このごみが減ってきたよというところは、新型コロナの影響などで1回落ち着いたんですけども、またその令和5年からプラスチックの分別回収によって、燃えるごみの可燃ごみが減ってきている。これが因果関係あるかなというふうに分析しています。

今後しばらくは人口増加が、その1人当たりのごみは減っているんですけども、人口が増えています。なので、全体のごみの量はなかなか減らないという状況が続いておりますので、転入された方、それから外国籍区民の方々に対してもリサイクルの周知啓発、また、ごみを減らしていくよということをしっかりと伝えて、地域と行政が一丸となってごみの減量を取り組んでいきたいなというふうに考えています。

そして次のページです。

先ほど少し特別区23区全体のお話をさせていただきましたが、23区全体の課題があります。先ほど申し上げたとおり、一部事務組合ということで、ごみを処分していくのを23区で組合を作って、組合方式でやっているんですね。なので、清掃工場を持っている区と持っていない区があって、きちっと清掃工場も建て替えをしながら、23区全体のごみの量を把握して完全に燃やしていけるような体制を作っていく、将来的に渡ってもということが大切な取組となっています。そして23区でのごみ最終処分場、埋立処分場の、東京湾のほうにあります。最終処分場も、これは東京都の管理なんです。東京都、東京湾なんで。そこはずっとこの10年以上ですけども、あと50年で埋立地いっぱいになっちゃうよということが。なので、もう東京湾の埋立地、もうこれ以上埋め立てるところを作ることができないという計算になってしまして、何とかその50年をというのを延命化していくこと。それから、新たな清掃工場の建設費などが、やっぱり工場も、北清掃工場もそうですけども、古くなったら建て替えていかなければいけないというのがありますので、建設費の負担をちゃんと積み立ててちゃんと回していく、これがちょっと右側の表が建替計画の一部です。北清掃工場はもう始まっています、今の段階だと新江東（清掃工場）まで計画としては出ています。まだまだ作り変えていかなければいけない清掃工場がありますので、北区の中だけのお金だけではなくて、全体の清掃工場の建替に関するお金をしっかりと把握をして、区民の方々にもご理解を求めていくことが私たちの責務としてあります。

14年間に16工場、規模にして9,700t、1日整備されておりました。清掃1組は清掃工場の耐用年数を竣工から25年から30年と設定しているんですけども、今は建替ではなくて、リニューアルというか、リノベーション的な延命の形で新しい手法も加えて、少しでもお金かけないような努力、経営努力も1組の方では喧々諤々やっています。

が、やっぱりごみを根本的に減らしていくことが、23区みんなでやらなきゃいけないねということが今、区長会の中での大きなテーマになっています。

現状のごみの量において必要な焼却能力を確保しながら建替えていくためには毎年2工場ぐらいつつしか1回につき一遍にできないということで、長期間にわたって

建替えを行っていく、そんな計画を立てています。

そのため、さらに今702g1日目標と言っていました、これを目標値を上げてもっともっと生ごみ、ごみの全体の量を減らしていくことを目的としなければいけないというふうに思っています。

一方で、北区は下の表のとおり23区の中で資源化も進んでいます。

ちょっと左下を見ていただくと、707ということで23区の平均、多摩のほうの数字と比べてもごみの排出量の減少が進んでいます。なので、堂々ともっと減らしていこうと声を上げていきたいなと思っています。

これは1人1人の区民の方々のご協力の本当にたまものです。意識が高い状況が反映されていると思いますので、清掃協力会の皆様、町会自治会の方々を中心にまとめていただいていること、改めて感謝したいと思います。

全体の課題としてこういったことを共有させていただきながら、北区のごみの対応についてしっかりと考えていく必要があると思っています。

そのため、北区一般廃棄物基本計画2025以上にごみの減量が求められていくということで、今後の対応について、次のページをお開きいただきたいと思います。

今、アンケートを実は区民の方々にとらせていただいております。ごみの減量、リサイクルに関する区民アンケートを実施しております、集計中です。ごみのリサイクルなどに関する意識を確認させていただき、次期の、次の計画に反映させるための取組を開始しています。

次期計画策定に向けた資源循環審議会を設置していくことを考えています。

今後の動きとして、現状150の政策の中、公約の150の政策及び令和7年3月に策定された基本計画2025の中で戸別収集の地域拡大の検討を具体的施策の1つとして位置づけておりまして、今その集計中のアンケートを見ながら、次の計画の中でどのように位置づけていくかを考えていく段階になっています。

なので、次の計画策定、その前段階で資源循環審議会を令和9年度に設置して、次が令和12年からの基本計画ですね。次期計画は令和12年度、ここに戸別収集に関する考え方について明記していけるような今検討段階をしています。

アンケートの中では様々、戸別収集の賛成の方、今のままがいいよという方、様々な声が出ていることも少し見ると分かってきます。この辺もしっかりと皆様にお伝えをしながら最終的な判断をしていきたいというふうに思っています。

引き続き、区民お1人お1人の皆様がごみの分別意識を持って減量資源化に取り組んでいただけるように、まずは区として全力で皆様に対応していきたいなというふうに思っています。

効果的、効率的な収集方法の具体的な検討は、随時進めていきたいというふうに思っております。

ごみに関しては以上です。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございました。

この説明を受けましてご意見のある方、挙手をしていただきます。職員がマイクをお持ちしますので、マイクでご発言をお願いしたいと思います。

ご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

B副会長、お願いします。

◎B副会長

詳細なところまでのご回答ありがとうございます。

数的にはかなり皆さんにも納得のいくような数字提起、また机上論的なこのごみの量の推移ですとかは納得のいくような説明をしていただきまして、ありがとうございます。

ただ、意見書にも基づきまして、まず区として要望したいというのは、ごみ集積所を町会としてどういうふうに設置をしていったらいいかという1つの疑問点をご回答いただきましたかったと。

あともう1点は、例えば、可燃ごみのときに不燃ごみを出してしまったと。そうすると、シールを貼ったままごみ回収車は持っていかないと。粗大ごみを出したときにもシールさえ貼ってあるだけで回収をしていただけないと。あと、事業系ごみのシールが貼ってない、いろんな方々が出してもそのまま、シールを貼ったまま回収をされていないと。それに対する清掃協力会と区の対応の仕方ですとか、やはりごみ集積場を町会としてここに置きたいあそこに置きたいと言いましても、なかなかそれが見つからない状況。また自分のうちの前にごみ集積場を置くということに関しましてはという、アンケートにひと言入れていただきたいというのもそのアンケートの中にも入ってなかった状況なので、しっかりとその辺が、例えば集団集積から戸別集積という形は別に本当にコストがかかる問題ですし、集団集積のときにどういうふうに対応していったらいいかというところで、それが今までどおりでいいというアンケートの回答の方に、じゃあ自分のうちの前に集積場を作るとしたらどうですか、今までどおりでいいんですかというような質問事項も1つ加えていただきましたかったなというような、その2点をちょっともう一度ご回答いただけるとありがたいと思います。

◎やまだ区長

はい、ありがとうございます。

1つ目が、ルール違反のごみを区として回収していない点についてですけども、こうしたルールが守られていないごみは集積せずに、一旦シールを貼ります。これは出し方として間違っているということを出した方にまず認識してもらいたいという意味で、収集せずに置いていきます。その後、自主的な改善を促すという意味でそのままシールを貼って、その後、基本的には一定期間取り残しをさせていただいた後に、ご相談、ご連絡いただいて回収に回っているというのが現状ではありますので、決して、シールを貼ったものがそのままずっとそのままになるということは。

◎B副会長

ずっと1か月も放置されたままです。貼ったままで。今でも王子一丁目エリアで今日見てただけでも3か所そのままになっていますので、その辺の。

やはり、違反ですよという周知をしていただきたいというのでそのままというのは分かるんですけども、その後こちらから連絡をして回収してくださいというような連絡をしないとその回収がままならないという状況になっていますので、その辺はどういうふうに判断をして、どういうふうにやっていただいたらいいのかというのをもう

ちょっと。

◎やまだ区長

そうですね。ごめんなさい、これは所管と話してではないんですけど、私の考え方でいくと、やっぱりどの方がやっていると分かれば、もう具体的に指導を直接やっています。それができないケースのほうが、やっぱり清掃事務所側からすると多い。

地域でここだよ、この人だよ、というのが何となく中で分かっていたら、逆にそういう情報をいただいて具体的に注意を区がしていくという、こういう連携が取れる。そういう意味でそのごみの回収だけではなくて、繰り返しそれが起こらないように。やっぱり同じ方ですよ、その間違った捨て方する人って。明確に注意をしていくということができたほうがその後減っていくと思うので、そういう意味では町会のその集積所の近所の方々がこの人かなというのがちょっと分かれば、そういった情報もいただくということで、直接、それを繰り返していくことで減らしていく。もちろんその捨てられたものはちゃんと回収に行く必要があると思うんですけども、その過程がない状態でまた回って捨てるというと、きっと同じこと、もしくはずっと増えていく可能性。なぜならば、そういったごみのルールを守らなくても、捨ててくれるんじゃないってなっちゃうことはやっぱり難しいので、こういう残って違反シールが貼ってあるということとその集積所の周辺の方々が少し注意をして見ていただいて情報をいただくという連携ができたらいんじゃないかなというのは、ちょっと今、所管とすり合わせて言っている意見じゃないんですけども、そのまま回収するだけでは多分発展性としてはなかなか難しいので、ここに残っているから取りに来てくださいという連絡とともに、ここはこの辺が、あんまり疑っちゃいけないですけど、こちら辺が怪しいって、何となく多分地域の方々が感じられる部分あるんじゃないかなと思って、そういった情報も含めて共有させていただきながら具体的に対処をしていきたいなというふうに思います。

ただ、今のそのまま1か月2か月残ってしまわないような体制作りについてはもう1回所管と相談してきますし、今のよう具体的にどなたにということがみんな確認できるような、犯人捜しになるとまたよくないんですけど、地域ごとだね。そこはその残さないような機運も地域で作っていただくための啓発やお願いも、清掃事務所のほうからしていくような、その仕組み作りをもう1回考えたいと思います。

あともう1つ、集積場をどうやって作っていくかというところは、基本的には例えばマンションができたとか、戸建てが変わったとかって周辺の環境が変わった場合など、清掃事務所のほうと協議を周辺の方々とさせていただいて設置をしていくということが基本的な考え方で進められているはずですよ。

むしろ新しいところを作る、もしくは、うちの前やっぱり嫌って言われた方々にどうするかということでもいいですかね。

アンケートの中では戸別じゃなくて今のままでいいよ、でも自分の前は嫌よ。それから自分の前じゃなければいいよという人と分かれてアンケートを取っているんですよ。

自分が集積所を管理してもいい。自分の家の前という表現じゃないんですけども、自分が管理をしてもいいという項目でアンケートは取っています。数字はまた改めて

ですが、自分が集積所を管理してもよいので集積所で収集するのがよい。自分は集積所の管理はできないけれども、集積所で収集するのがよい。それから自宅前の集積場所の届け出と管理をしてもよい。こんな形で分けて聞いていますので、会長おっしゃるとおり、ここの認識をしっかりとまた数字的にお示しをしていきたいなというふうに思っています。

新たにその集積場所を作っていくときの協議は、清掃事務所のほうでしっかりと入らせていただいて協議を。うちは嫌というのがどうしても出てくるので、そこは一緒に協議をさせていただいているというふうに認識していますので、何かあればお問い合わせいただければと思います。

◎C会計

ちょっと聞きたいんですけど、今までごみ出しているというのは常習で出したの。

◎B副会長

常習です。

◎C会計

だったら分かるだろう。

◎B副会長

ビデオカメラで管理をしていて、警察が全部お願いをして生活安全課の刑事さんが行って、それで注意しても、1周回ってまたそこで出しているんです。人がいると、持ったまま帰って行って、また一緒のところに出すだけになるという。

注意したときには、一時期収まるんです。ほとぼりが冷めること、あとは王子一丁目エリアって通勤の道で、みんな、通勤する人だけじゃない。

◎C会計

それは通勤で投げているの。

◎B副会長

はい、出勤する方が手に持ったまま、隣の町会から来て、駅のついでで投げてみたいな。

◎C会計

嫌なところだな。

◎B副会長

本当にね、町会自体にはものすごく気を使っていて。

◎C会計

通勤で投げられたらもうきりがいいね。

◎やまだ区長

駅に近いとどうしてもそうなりますね。

◎B副会長

はい、その心配はあります。

◎C会計

じゃあ、1人や2人じゃないの。

◎B副会長

1人2人じゃないです。

公園の周りの人はものすごくそういうのを頻繁に行っていて。柳田公園の周り、王子駅前公園の周りも。

◎C会計

それは・・・しても駄目か。

◎B副会長

いや、全然駄目だったですね。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

ただ確信犯だって分かるのがあれば、しっかり注意とか指導班で意識していけるように、そこは共有させていただければと思います。

◎・・・氏

特異な例だよ、今のは。

◎B副会長

はい。リサイクルの瓶の箱の中にはボトルキープの名前の書いた瓶がたくさん入っていたりするので。堂々と。

◎やまだ区長

戸別集積するようなのが入っています。

◎B副会長

魔女狩りになってしまうので、町会としてはあなたでしょ、ということはちょっと言いづらいところなんで。

◎やまだ区長

なので、情報共有していただければ、直接指導していくということは、もうふれあい指導班でやっていますので。

◎C会計

なんで、あなたでしょって言えばいい。

◎やまだ区長

その上で、・・・そんな流れができたらと思います。

◎B副会長

はい。ありがとうございます。よろしくお願いします。

◎D常任理事

中十条三丁目なんですけど、今の話なんですけど、ごみを持ちながら、自分の場所じゃなくほかへぐるぐる回りながらいくつも捨てていくと。一番多いときには6個ぐらい捨てて清掃局の人に収集してくださいとお願いしているんですけど、朝7時から9時まで、中十条三丁目を全部回るんですけど、分別されてないごみはもう大半に多いので、一応置いていかれると困るので一応私は全部袋を開けて違う袋を持って全部分別をして、一切町会にはごみが残らないようにしているんですよ。

今現実にて富士山ロードに東京都の土地があるんですよ。昔の鶴沢工務店の前。あそこが粗大ごみから何から何まで外国人も日本人も分別されないで全部捨てている。だけど、きれいに持って行っていくように一応分別しています。

あと、踏切を渡ったところの信濃屋さんの駐車場の前、あそこもきれいな、今はき

れいに片付いて、あなたのごみが自分のうちの前と同じだということでやって、今きれいになっていますけど、取りあえずサラリーマンが、しかもそれが旦那さんなんだよね、みんなね。ごみを両方に持って、人がいるとそこへ置けないんで次の場所にポーンと放り投げていく。要するに放り投げがすごく多いんです。どの町会もそうですけど、ごみの収集場というのは、これ特別に決められることじゃないんですよ。

今言ったように、ここ、うちの前は嫌だけどそいつの前ならいいという人が今、そうですよね。

結局、戸別のところがあるんですが、戸別は戸別で入っているし、軽四輪が入れるような場所もいいんですけど軽四輪も入れるのに面倒くさいから入らないというのがうち1か所あるんですよ。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

会長のおっしゃる、まずね、ごみ1個捨てられ始めると、どんどん捨てられ始めちゃうスポットになっちゃうんで、会長が開けてやっていただいているというのは本当に申し訳ないんですが助かります。

そういった場所の情報共有も事務所のほうとふれあい指導班のほうと共有をしながら、注意して、例えば外国人向けであれば多言語化の掲示をしていくとかということをお細かく今もやらせていただいているんで、情報をいただければそんな形で対応していきたいと思いますので。

◎・・・氏

外国人の場合には中身が違いますよね。

◎やまだ区長

なるほどね。そうね。ありがとうございます。はい。

◎区長室長

続きまして、E副会長、お願いいたします。

◎E副会長

1つお尋ねしたいんですけど、根本的なこと。

ごみの不法投棄は法律違反ですということが書いてあるんですよ。この法律の違反のその内容ってどういうことなんですか、これ。

どんなことが、この違反したら法律違反として処罰とか対象とかになるんですか。

◎やまだ区長

根本の法律の内容ですね。

すみません、率直には私の頭には入っておりませんので、ちゃんと調べて回答させていただきます。あんまりいい加減なこと言っちゃうといけないもんね。

◎E副会長

法律違反ということはね、これはやはり大きなことで。

◎やまだ区長

不法投棄のね。

◎E副会長

そうです。どういう法律で違反しているのか、違反したらどういうことになるのか、

どこが対処するのかということまで知っておかないと、僕たち対応できないので、ぜひその辺を。これ〇〇さんかな。区長さん、言えばいいの。

◎やまだ区長

所管は。大丈夫です、ここで今日承りますので。清掃事務所でシールを貼るときに不法投棄ですとかって内容をもうちょっとちゃんと伝えるようにしていくということですよ。

根拠法が何なのか。どういう罰せられるのかということが、私たちが、すみません、まず私が分かってないというのが、ごめんなさいなんですけど。

◎E副会長

ぜひお願いします。

◎政策経営部長

すみません、法律としては廃棄物処理法というのがあって、その中で不法投棄についての禁止規定が定められてはいるんです。一応罰則規定もあるんですけども、なかなかそれが適用するというのはちょっとなかなか難しいと言いますか、とにかく現行犯とかその状況をきちんと把握した上で特定するかそういったような状況も必要になってきますので、あまりそれが適用されたという事例はちょっと聞いたことはないんですけども、一応規定上はそういう規定があるということです。

◎E副会長

そういうことになっているんですね。

実はね、堀船というところは隣が荒川区なんですよ。100mいかないで荒川区になる。都電の停留所のところにお菓子屋さんがあるんですが、そこへ置いてくのは、これが外から来る人なんです。ということまでは分かっている。防犯カメラもつけました。さて、つけたんですけど、じゃあどうやったらいいのかということになるので、そういうことも含めてその法律違反ということと、その適用のことを知りたいと思ったんです。

◎やまだ区長

ありがとうございます。防犯カメラはまた取扱いがね、我々で勝手に見れないとかそういったルールもあるので、どんなふうに。抑止力にはなるけども、じゃあ実際その画像を見て特定して注意してということが出来るのかというのもちょっとなかなか難しいと思うんで、どんな運用ができるのかというのは、そのシールの、所管とも工夫をするところを考えたいと思います。法律の根拠も含めて。お願いします。

◎区長室長

こちらですすみません、この方すみません、最後にさせていただいて次のテーマに進ませていただきます。お願いします。

◎F会計

中十条二丁目町会のFと申します。

今どちらかという違法の方の話に寄っているんですが、そもそものこのごみの減量というところが最大の目的の中で、ごみの減量のこの数字なんですけども、これは家庭ごみ、もしくはそのどういう範囲で、例えば産業廃棄物とか、要するに企業が出したごみ、これも1人当たりで出した700gに入っているのかどうか、そこだけ

よっと教えていただけますでしょうか。

◎やまだ区長

個人のもので、事業系ごみは別です。

会長実はおっしゃるとおり、事業系のごみは個人のごみよりも減り方があまり良くないので、そういうことも分析ができて、今年度などは事業系のごみに対する生ごみ、例えば飲食店だったりとかの生ごみを減らしていくための補助事業とかモデル事業を開始したりとかしています。

あとプラスチックをリサイクルできるというか捨てないでもう1回使えるものをイベントで使ってもらおうとかという、いろんな事業系のごみの減量に向けた補助事業も今モデルでやり始めてはいるんですけど、今の数字は個人のものだけです。

(※産業廃棄物は含まれていませんが、事業系一般廃棄物は含まれています。)

◎F会計

理解しました。ありがとうございます。

◎区長室長

皆様ありがとうございます。すみません、次のテーマに進ませていただきます。水害時の緊急避難について、2つ目のテーマですね。それでは区長、説明をお願いします。

◎やまだ区長

ちょっと時間も、意見交換が短くなっちゃうといけないので、資料を綺麗に上から下までというよりは少しコンパクトに説明をさせていただけたらなと思うんですけども。

この高台避難については昨年もテーマとしていただいて、資料も同じスライドになってしまうかなという思いで、今回は2つですね。

1つは、何度も申し上げて恐縮なんですけど、低地部の方々、水害リスクがあるときは必ずビルの10階に住んでいても避難は高台にさせていただくということを徹底するというのを各町会でやっていただきたいなというふうに思っています。

その内容がスライドの10枚目ですね。リスクを正しく知り、正しく恐れ正しく対策。それから「逃げ遅れゼロ」に向けた取組ということでそれぞれ出ています。

コミュニティ・タイムラインと、それから地域のタイムラインと、豊島地域は特に先行していろいろやっていただいていると思うんですけども、水害対策については事前に予報で分かってくるので、事前の避難をしていく。必ず低地部に残るのではなくて、高台に行く。

今年5月に、低地部にお住まいの方の12万世帯に対して、基本的には高台にみんな逃げてください、なんですけど、そのまま垂直避難がオーケーよというケースはこういうケースですということも含めて、各世帯の水害リスク診断書という。こういうふうに降ったらあなたのうちはこういうふうに逃げてくださいという、この場合は高台、垂直避難で大丈夫ですという内容を個別に全部12万件送らせていただいています。なので、基本的にはみんな高台に逃げていただく、前もって。でも、一部条件があれば垂直避難も可能とする考え方が新たに加わりましたということです。なので、基本的にはみんな逃げていただくということで、コミュニティ・タイムライン、タイム

ラインは地域として共通認識にさせていただいて、それに沿ってみんなが逃げていくということを今後防災訓練の中でも震災訓練と加えて水害の訓練をぜひやっていただきたいというのが、まとめてしまうとそういうことです。

最後、1世帯ごとの水害リスク、リスク診断書、あなたのうちはこの水害のリスクがありますよという診断書を、これをどうやって今後活用していくのって。送ってもらったのはいいけども、その送ってもらった内容をどうやって理解してどんなふうにつなげていったらいいかわからないというふうにお声もいただいているので、これからは、その送られた水害リスク診断書、これの見方でしたり、どういう対応策をしていったらいいかということと町会とか水防訓練とか地域の訓練の中、もしくは会議の中、勉強会などを開いていただいて、私たち区のほうからご説明に上がっていくというような、これからその診断書の運用についてどんどん理解を深めていただくための取組にこれから移行していきたいというふうに思っています。

すごく雑駁なんですけど。

◎区長室長

それでは、ご意見ある方、挙手をお願いいたします。

◎C会計

これは区だけがやったらできないことなんで、各町会の状況や環境はみんな違うと思うんですけど、そこをうまく町会で活用しながら非常時のときにはというね、そういうふうに思っているんですけども、地元には消防団もいるわけですよ。そういう方々との交流を交えて常日頃からいつもそういう話しておくことが大事じゃないですか。

◎やまだ区長

ありがとうございます、おっしゃるとおりです。

今、防災訓練本当に毎年やっていただいているんですけど、震災訓練がほとんどです。火を消すほうの。これをやっぱり、一部では低地部の、例えば浮間のほうなんかは高台、桐ヶ丘の中学校に避難する訓練なども始まっています。なので、輸送訓練で要支援者のバス、タクシーでの輸送訓練をやっていますが、一般の方の要支援者ではない一般の方が高台に逃げていく、この練習を町会の防災訓練の中でメニューとして取り入れられたらどうかと、今、提案はさせてもらっているんで、そんなこともぜひ各町会さんで検討いただけたらと思います。

タイムラインを実際に訓練で取り入れてみて、こういう警戒レベル3になったからじゃあこの人たちは移動を開始しましょうというような、実際に歩いてみる。桐ヶ丘で自分も一緒に歩いたんですけど、都営住宅がいっぱいあるので、都営住宅建て替えしていて、最初に予行練習で歩いたときと本番のときと工事で通れなかったとか、そんなことが実際にあったんですね。あんまり疲れちゃって帰りはみんなタクシーで帰ってきたとか。そんな現状もあるので、やっぱり高台避難の、歩いて避難してみようということを各町会、自主防の皆さんに取り入れていただけたらいいなというふうに思っていますので、コミュニティ・タイムラインを実際にやってみようというところをぜひご提案したいと思っています。

ちょっと質問がなければ水害対策についてはこのハザードマップが改定されまし

たので、これがもう全部細かくよく出ていますのでぜひ見ていただいて、ご家族、地域で水害の警戒レベルが発令されたときに、このタイミングで何をやる、このタイミングでどうする、どこに出ていくということを皆さんで共通認識を持っていただくということをお願いしたいと思います。

◎区長室長

駆け足で恐縮です。

それでは、水害対策のほうはこれにてよろしいでしょうか。

◎G常任理事

URの王子五丁目団地に住んでいますGといいます。

北区とURが大規模災害のときに逃げ遅れた方がいた場合にURの建物の上部のところをいつときの避難場所として提供するという協定を結んでおります。今もそれは生きていると思うんですけども、URに聞いても北区に聞いても、避難してきた方々へのケアというんですかね、そういう計画は持ってなくて、ただ単に遅れた場合は上を貸しますよ、勝手に使ってくださいみたいな形での協定になっているんですね。

自治会としては、そういうふうに言っても実際に逃げてきた人たちに何かしらのことをやらなくちゃいけないんじゃないかと思って、大規模水害のマニュアルを作っているんですけど、それはちょっと後でまたお渡ししたいと思いますけども、ぜひURとお話しを持っていただいて、そういう場合の対応をですね、私たちURにも何回も言っているんですけどURも何もやらないんで、北区からもぜひURに対して話し合いを持って、大規模水害のとき、豊島五丁目、王子五丁目、フレーシエルとか、神谷堀だとかいっぱい団地ありますので、そこが上部のところを避難場所になるということですので、大変な状況になると思いますのでぜひよろしくお話ししたいと思います。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

実際にそのURに求めていただいているのはそのときの町会の住んでいる方々が避難された方々の対処しなきゃいけないということが難しいのでURとして何か手を打てないかということですか。

◎G常任理事

URもそうですし。

◎やまだ区長

区もそうなんですけど。

要はその職員を出してというところですか。具体的なところはその辺ですか。

◎G常任理事

そうですね、何も設備としてないんで、例えば本当に大規模水害になって水が入ってきたときに1週間も2週間もそこにいられるわけがない。どうするのかという。

◎やまだ区長

まさに今ちょっとご説明させていただいたのが、王子五丁目、豊島五丁目団地もそうなんですけど、上の上層階に住んでいる方も今は共通認識で水害リスクのときにはもう高台に行っていただくという形なので、ちょっとむしろ協定そのものが正しいか

どうかを見直します。

なので、低地部のURの中で上層部に逃げていいという概念が基本的には本当はなくなっているはずなので、ちょっと協定の内容が正しいかどうかをむしろ見直しをして、適切なものに変えていきたいと思います。

◎G常任理事

江東区なんかは、URの団地、江東区は全部低地ですので、高層階に逃げるというような方法を含めて持っているんです。ですから、ごちゃごちゃになっちゃっているところもあると思うし。

◎やまだ区長

そうですね、これ東京都の考え方で垂直避難、それに準じて私たちも組んでいるんですけど、結構条件がやっぱり厳しい。

最終的に上に行けば大丈夫だけど、会長おっしゃるとおり2週間も何週間も下に逃げられないという想定がされますので、それが分かっているんであれば最初からもう避難場所に行っていたかという形がいいと思うので、そこは内容を確認します。ありがとうございます。

◎区長室長

ありがとうございました。

それでは第2部はここからフリートークの形でご意見をいただきたいと思います。

テーマによらず、もうご自由にご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

◎H会計監事

じゃあ一般ということで質問させていただきます。

実は10月14日の読売新聞にこんなことが出ていたんです。災害避難の共助のピンチということで、実は北区の田端新町三丁目町会の島田富一郎会長さんがアンケートに答えていらっしゃる。自分は85歳でもう町会長を28年もやっているけど、歩くのにやっとなので他人の避難の支援なんてとてもじゃないけどできない。名簿を受け取ることによると、それが自分が支援の中心になって働かなくちゃいけないので、とても責任を感じてしまうということで、その名簿を受け取るのを拒否をされるということになります。

そのときの読売新聞の他の団体を見ますと、東京都19区のうち15区で受け取りを希望しない団体があります。港区では町会自治会221団体のうち受け取ったのは5団体しかありません。練馬区は310件の住民団体、防災会というのがあるんですけど135団体しか受け取っていないということを書いてあります。

私はこの島田さんと年齢もほぼ同じだし、町会長の経験も同じぐらいなんですけど、私自身は、たとえ自分が助けることができなくても、町会長としてその任を受けている間は、町内の方々の状況を知っておくとかということは非常に大事なことで、それも町会長の任務だ、責務だとそういうふうに思っておりますので私は受け取るんですけど、受け取らない町会長さん等が北区の中にあるのかどうか。それはどんなご理由で断っている方がいるのかってちょっと。突然の質問で申し訳ないんですけど。

◎やまだ区長

まず、避難行動要支援者の名簿です。要は、高齢者だったり障害をお持ちの方でご自身だけでは避難できない、支援が必要な方を避難行動要支援者として、区内では約1万453人の方々が要支援者として認定されています。

この方々は、全部その避難行動計画を個別に、Aさんはここに来てここからバスに乗ってどここの施設に逃げますよというような個別の計画を立てます。その避難行動要支援者の名簿をエリアごとに町会にお渡しをさせていただき、その避難をするときの介助者としてお手伝いをいただいている。これが高台避難のバスなどでもお手伝いいただいているのですが、まず説明としてはそういうことです。

そのうち、町会の中で受け取られていない数なんですけども、全体の中で185町会がありますが、134の町会に配付をしています。

正直、お渡しをして、受け取りの有無というか、なんというかな、許可をもらってというかな、そこは十分、ただ渡すだけじゃ何も活かされないんで、説明をし認識をしていただいて受け取っていただくという作業をしていますので、ここの認識というかな、どういうふうにするんだよということをご理解いただいて、じゃあ分かったよって受け取っていただくまでにやっぱり時間がかかっているという部分は、先ほどの〇〇会長のお話も含めてあります。

区としては、まず、やはり区の職員だけではもちろんできませんし、地域の方々がじゃあ〇〇さんに声かけて一緒に連れてってバス乗り込もうねとかって、この取組はやはり民生委員の方々にもお願いしていますが、この取組が自助共助の部分でどうしてもお願いしていく必要があると思っていますので、しっかりとこれからも各町会の皆様には、町会長の皆様には丁寧にご説明をさせていただいて、この数をしっかりと確保していきたいと思っています。

一方で、避難行動の計画、避難行動要支援者1万人の方々の計画がまだできてない部分も多くありますので、それも個人の方がその計画立てていいよって言わないとできない部分もあって、勝手に立ててもそのとおりにかないんで、この辺がまだまだ課題としてあるので、どちらも、個別避難計画を作っていくことを早急にやっていくことと、できた方について地域として受け入れていただけるためのお願いを区としてしっかりやっていく。この2段階は引き続きやっていきたいと思っています。

これがもしできなかった場合どうするかということも、もちろん考えていかなきゃいけないというふうには思うんですけども、まずは自助・共助の地域力を皆さんにお力をいただくということが最も大切かなと思っています。

併せて、先ほどの港区とか練馬区とかはどういう対応を、港区はほとんどマンションなんですよ、もう全体が。なので、それをどういうふうに行っているかということも区長会の中でも意見交換しながら勉強していきたいと思っていますので、まずは私たちとしては、町会長、それから民生児童委員の方々含めて担っていただける方々に丁寧に説明をして、ご理解をいただいて、広めていく。この作業を引き続きやっていきたいというふうに思っています。

◎H会計監事

ありがとうございました。

かつてはね、民生委員の人たちやなんかも資料が欲しい欲しいと言っていたときに

個人情報だということだけでいただけなかったケースが多々あったんですね。今は町会長ですけど、来ているのはね。これからも、やっぱりこういう時代ですから、お互いに共助の必要性があるんで、行政としてもご努力いただいて、1人でも多くの町会長が理解してお預かりすると。そういうスタンスに持ってっていただいたほうがいいのかなと個人的にはそう思っています。

今日はありがとうございました。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

◎区長室長

ありがとうございました。

大変恐縮です、この後また区長、訓練に戻らなければなりませんので、次の質問を最後とさせていただきますけど、コンパクトに1つ、最後とさせていただきたいと思えますけれども、ご質問ある方。

◎・・・氏

これは各戸にくださるんですか、今日いただいた。

◎やまだ区長

今日は町会長にお渡ししています。でも、これ全戸配布していますね。全戸配布はされています。

少し、一部改定になっていますので。お願いします。

◎区長室長

ご質問ある方、いかがでしょうか。

はい、こちらで最後でお願いいたします。

◎I 常任理事

私、堀船四丁目団地自治会のIと申します。よろしく申し上げます。

実は以前に、東京都のほうからうちの団地に1室、1戸、1室ですね、1部屋。それは避難所兼備蓄倉庫として1部屋を確保していただいたんですよ。ところがいつの間にか入居者が入ってしまってね、何のことやらさっぱり分からなくなっちゃったんですよ。

そしたら東京都に意見を聞きましたら、もうそれはね、人を入れることになりましたということ。うちの団地の場合は平均年齢が77歳なんですよ。一応委員会とかのある場所でお話をした結果、この避難所に関する件ですね、とてもじゃないけれども、滝野川第三小学校まで行けないと。それで、かと言ってバスを何台かチャーターしていただいても乗せるタイミングとか避難する人のタイミングですよ。それがね、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。

だったら、その高層避難ですか。2階に住んでいる方は3階の友人・知人がいらっしやるところとか、意外とね、隣近所、都営住宅は接触があるんですよ。ですから、そういう場合、とにかくね、我々は、私たちはね、そんな遠くまで行けないという話が大半なんですよ。

私もね、なるほどと。じゃあ、いっそのこと3階にいる友達、4階にいる友達のところへね、一時避難をしていただく方法もいいんじゃないかということではあ

るんですけれども、今お話を伺った結果、3週間ぐらひは水が引かないという話をいただきまして、これは本当にね、困っちゃったなと。

ですからね、都営住宅、先ほどURの方のお話もありましたけれども、そういった都営住宅、あるいは区営住宅、URの方たちの意見を聞く場所を設けていただいて、皆様のご意見を伺うということもね、これは必要なことじゃないかというふうに思うんですよ。

◎やまだ区長

はい、ありがとうございます。

もう都営住宅も一緒なんですけども、まず都営住宅は協定を組みました。それで区内に4か所か何か、4部屋ぐらひだったかな、浮間のほうと堀船と昭和町、栄町のほうともらったんですけども、基本的に協定そのものも1年に1回見直すんですね。入らなかったときの部屋を提供してもらおうというのが基本なんで、その協定というのはそこがずっと提供場所にはならないんです、そもそも。なので、まずそこが埋まっちゃったというのがあるのかもしれない。4月の時点で空いているものは提供してもらえるとというのが東京都との約束でした。

ちょっとそれを置いて、もし水に浸かってしまうと本当に2週間以上そのまま、あとトイレとかがもう使えないんですよ、そうすると。上のほうは水に浸ってなくてもトイレとかライフラインが止まってしまうので、食べ物をどうやってお届けするかというヘリコプターしかなくなっちゃうんですよ。それをやっていると多分、北区だけじゃなくて、北区はもちろんヘリ機を持っていませんから。なかなか行き届かない。本当に逃げていただく。その高齢者の皆様が避難していただく警戒レベル3というのが、約24時間前なんです。24時間後からもう雨強くなるから、もう今降ってない今から逃げてくださいというお知らせを区は警戒レベル3ということでお知らせをして、ゆっくりゆっくり移動していただく、皆さんで移動していただくというのがやり方になっているので、この避難していく方法をしっかりと区として皆様にお伝えをして、そのための訓練をもう1回地域ごとにやっていただくということを進めていきたい。

やっぱり上に行けば安全かなと思っちゃうんですけど、その場は安全なんですけど、それが2週間続くとトイレに行けない。それから食べ物が、電気もつかないとすると、そうなんです。なので、それを意外と皆さん直結しないので、もうそれはどんどん私たちのほうでお伝えをして、10階でも水に浸からなくても高台に逃げてくださというのをどんどんどんどんやっていきたいなというふうに思っています。

◎I 常任理事

非難する人の避難させるタイミングですね、難しいんじゃないかと思う。

◎やまだ区長

そうですね。今ちょっと申し上げたとおり、雨が強くなる警戒レベル3、24時間、1日前、雨が降ってない状況、小降りだったりとか全然動ける、雨がひどくなる1日前、大体予報で分かりますので、もうここから逃げてくださいうことを周知徹底してお伝えできるような体制作りを組んでいきます。

◎区長室長

皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは最後に、王子地区町会自治会連合会、J副会長様から。

◎C会計

今日は時間がないので、いろいろとね、聞きたいことがある町会長もいると思うんですけど、限られた時間ですので、これを町へ帰って、いろいろ町会で説明したときにまた意見が出ると思うんです。

そのときに担当課は必ず返答するようにということを徹底してください。

◎やまだ区長

このルートとしては地域振興室長から送るような形でいいね。いいのかな。室長殿からでもいいですかね。いいですか。

各自、室長の皆様お願いします。

大丈夫。はい、分かりました。お願いします。

◎区長室長

すみません、お時間となりました。

J副会長、改めまして最後の閉会のご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

◎J副会長

どうも今日は皆さんご苦労さまでした。

やまだ区長、大変ありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

令和7年度きずなトーク（滝野川地区）議事要旨

- 1 日 時 令和7年10月23日（木）午後3時～4時
- 2 場 所 滝野川会館 5階小ホール
- 3 出席者 区長、政策経営部長、区長室長、地域振興部長、地域振興課長、
滝野川地区町会自治会連合会常任理事（21名）

1 . 開 会

◎区長室長

皆様、こんにちは。定刻前ではございますけれども、皆さんおそろいですので、これから令和7年度きずなトークを始めさせていただきます。

私は本日司会を務めさせていただきます、区長室長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2 . 区 長 挨 拶

◎区長室長

初めに、やまだ区長からご挨拶をさせていただきます。

◎やまだ区長

皆様、こんにちは。お忙しい中、きずなトークのお時間をいただきまして、ありがとうございます。また、日頃から各会長の皆様には、様々区政全般に当たってご尽力をいただいております。この場をお借りし、心から感謝申し上げます。いつも本当にありがとうございます。

去年のきずなトークから1年たったんだなと、本当にあっという間だなと思いながら毎年ご要望をいただきながら地域の方々の、特に町会長の皆様からお出しいただいている悩みについては、全力で区としても対応していきたい、そんな思いで去年の町会自治会連合会のご要望の中でLED化していく費用については、3年間で全部やっていくということで、打ち出しをさせていただきました。令和8年に向けても、しっかりいただきましたご要望を1つでもかなえられるよう、斤内一丸となって頑張っていきたいと思っております。

今回のテーマにつきましても、区単独ではなかなかできない内容ではありますが、区の立場としてできることを一生懸命東京都に働きかけることを含めてやっていくということで、現状の話をさせていただきたいと思っております。

どうぞ短い時間ではございますが、ご意見いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

3 . 会 長 挨 拶

◎区長室長

続きまして、滝野川自治会連合会、A会長よりひと言、ご挨拶を頂戴いたします。
A会長、よろしくお願いいたします。

◎A会長

こんにちは。やまだ区長、今日はお忙しい中この滝野川地区のきずなトークご出席、
時間までいただきまして、本当にありがとうございます。

今日、皆さん、全会長、楽しみに待っておりましたので、一つよろしくお願いいたします
します。

やはり一番、地域のことを知っているのは、その住民です。そして、その会長とい
うのが地域のことを一番心得ているのではないかなと思います。要望だとか、またい
ろんな情報をぜひ聞いていただきながら、区政に活かしていただければと思いますの
で、一つ今日はよろしくお願いいたします。

◎区長室長

A会長、ありがとうございました。

4 . 出席者紹介

◎区長室長

それでは、ここで区側の出席者を紹介いたします。
改めまして、やまだ区長でございます。

◎やまだ区長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

政策経営部長でございます。

◎政策経営部長

こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと1分間だけお時間をいただけると。区のちょっと宣伝をさせ
ていただきたいと思います。

北区ニュース10月20日号でご案内をさせていただきました。北区として新しい
ブランディングのメッセージという、「BEYOND_K」というのを今回掲げさせ
ていただきましたけれども、今後北区を磨き上げていくための旗印として、これを様々
なところでPRしていきたいと思っています。

今、施策としてこういうTシャツとかもちょっと作ってみたりもしているんですけ
ど、いろんなところで区内だけではなくて、区外に向けて北区を発信していきたいと
思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興部長でございます。

◎地域振興部長

いつもありがとうございます。本日は、よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興課長でございます。

◎地域振興課長

いつも大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

５．意見交換・情報交換

◎区長室長

はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、ホチキスどめのこちら、スライドを印刷したもの、6枚でございます。こちらの資料、それと、こちら令和7年度北区防犯機器等購入緊急補助事業のご案内、そしてもう一枚、ぺらのストップ詐欺被害、警視庁防犯アプリ、デジポリスのご案内。この資料を三点となります。不足のある方、よろしいでしょうか、大丈夫でしょうか。

それでは、意見交換に入る前に何点かお知らせをいたします。

本日、皆様からお話をいただきました内容につきましては、後日、議事要旨を作成し、区政資料室や北区ホームページで公開させていただきますが、発言者は匿名とさせていただきます。また、記録用として本日の様子を撮影させていただき、区のホームページなどに掲載したいと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日のきずなトークの進め方についてです。

まず、第一部では先にいただいております要望事項の中から、皆様にあげていただきましたテーマについて、区長からご説明をさせていただき、その後、ご意見をいただきます。

次に、第二部では、フリートークの形式で意見交換を予定しておりますが、冒頭では年末に向けた防犯対策について、区長から説明をさせていただき、それについて質疑をした後、その後はフリートークでご意見をいただこうと思っております。

それでは第一部に、早速ですけれども、第一部に入りたいと思います。

テーマは都電荒川線梶原停留所の移設について、やまだ区長からこれまでの取組などご説明をお願いいたします。

◎やまだ区長

よろしくお願いいたします。表題であります、都電荒川線梶原停留所の移設についてであります。これは本当に歴史的にも大分前からご要望いただき、実は私も都議会議員のときに昭和町の皆様から、ご要望書を正式にいただいて、東京都に提出した記憶も鮮明に覚えています。

遡っていきますと、平成29年5月に昭和町地区自治会連合会・堀船三丁目町会から、平成29年5月に道路拡幅、道路幅員が狭く、自動車が歩道に乗り上げてすれ違う状況で、交通安全上の危険があるため、補助90号線の事業箇所である堀船三丁目側へ移設をしてほしいというご要望をいただいたことから始まりました。

区では、平成29年7月に東京都の交通局に対して地域の状況を踏まえ、移設について取り計らってもらえるように要望を正式にしたのが最初であります。

場所のほうは皆様、こちら資料のほうでも見ていただけたと思います。私もよくわきの道、車で通るんですけど、大分手前で止まらないと左折してきた車とかが曲がれなくなっちゃうような、歩行者と車の接触が本当に危うい場所だなということは、十分理解をさせていただいている場所でした。その後、梶原停留所については、次のページになりますが、まず停留所を移設するためには、補助90号線の整備に合わせて行う必要がある。ちょうど地図上でいきますと、赤い、赤く塗っている道路の部分が補助90号線です。ここの拡幅事業が進む中に、合わせて移設をしていくということが必要だという東京都の考え方、交通局から意見をいただき、整備に合わせてやっていただくようなことで調整を開始しました。

補助90号線の整備より先行して停留所をここに移設することはできないというのが東京都の正式な考え方として当時、言われました。なので、それは拡幅する箇所と同じところになりますので、整備していく上では一緒に進めていこうというのが考え方であります。

事業の進捗を注視しながら、停留所の移設についてずっと、この間も交通局のほうに求めてまいりました。区と交通局は、補助90号線の進捗状況を確認しながら、双方の課題を共有するなど、意見交換をこの間ずっと重ねてきました。

そして近年の協議状況についてですが、交通局は事業、採算性の観点から停留所移設に当たっては、現在の土地の利用についても考えなければいけないということも、意見としては出ています。

もう1つは、補助90号線の着工時期がまだ見えない中で、移設がいつ頃になるのか、まだ分からないというのが都としての見立てです。補助90号線の進捗なんですけど、買収率なんですけど、83%までできています。全部100%にならないければ、事業化されないのか、着工できないのかということも区としては考え方を持っていて、交通局に対しては、意見を申し上げます。なので、事業が始まる、停留所の移設についても難しいということで、まず、補助90号線の着工時期を明確にできるように東京都のほうに求めているというのが、現在区の考え方です。

東京都のほうは、明治通りですとか、警察との交通量調査ですとか、交通の協議、警察関係機関との協議を東京都としては行っているというふうに聞いています。現地は約4.5メートルの区道でありまして、都電の軌道敷に沿って交通局の敷地約1メートル程度が歩道状空地となっています。梶原停留所の階段のところでは歩道が途切れているという、本当に大変なところなんですけども、明治通りとの交差点、向かい側は幼稚園、小さな子どもたちが通るところです。交通安全対策のために、停留所移設は、区としては必要なことだというふうに考えています。ので、地域の皆様からいただいているご要望の考え方と、スタンスとしては一緒に立場で東京都のほうに求めている、求めていく考えであります。

合わせて、この間求めていく中で、1つ環境として変わったのが商業施設であるコーナン。コーナンができたことで、停留所わきの区道も含めて、狭い生活道路に多くの車が入ってくるようになったということもありまして、様々な停留所周辺における

交通安全対策の必要が一層必要になっているということは、区として認識を高めています。ここの部分です。ちょっと地図のほうでもお示ししてありますが、明治通りから右折で入ってくるのをできないようにしたりとか、そうすると左折で入らないといけない、そうすると細い道から入ってくる。都電沿いの道からずっとコーナンの周りを行く。交通量が非常に増えましたよね、というところで安全対策をさらにやらなければいけないというふうに思っています。

次のページになりますと、第六建設事務所の令和7年度の予定といたしましては、用地取得を推進していくというのが1つの方針として、今の段階では区として聞いています。加えて関係機関との調整を同時進行で進めていく。まだ、用地取得はできていない部分がありますが、警察などとの関係機関と協議をしていることもあって、着工時期は未定だというふうに正式には言われています。区としましては、補助90号線の進捗を確認しながら、交通局それから建設局、双方に対して改めて地域の課題、要望をお伝えしまして、補助90号線の事業推進と停留所の移設の実現に向けて、強力に意見を出していきたいというふうに思っています。

まず、補助90号線の事業化を、着工がどのぐらいになるかということを確認に地域に、区をはじめ、地域に示してほしいということをお聞きしています。何にどのぐらいの時間がかかっているか、もちろん土地の取得が、買収ができない部分について、進まないのは、地権者がいることなので難しいですけども、見る限りでは停留所周辺の土地に関しては大分買収は進んできて、空地になってきているということもありますので、100%取得できなくても進めていってもらうような要望、投げかけをこれからも強力にしていきたいというふうに思っています。

一方で、東京都も採算性のことをかなり財務局と協議がなされているようで、区に対して求めてくることも今後出てくると思いますので、いろいろな、区に対しての要望については、都議会、国会含めて、これまでの経緯がありますので、東京都にあらゆる方法を取って、交渉していきたいというふうに思っています。

まず、東京都として着工時期、補助90号線の着工時期が明確に示されること、それを見極めながら、移設についての意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

今の状況としては、そのような形になっています。明確に平成29年の頃から、何も変わってないじゃないかというふうに感じでは受け止められるんですけど、まず補助90号線の土地の取得率が上がってきていることが大きく1つあると思いますので、この内容を何%ですよだけではなくて、区として、どこがどのように買われて、あと何がクリアできれば事業が開始されるのかということを一箇ずつ詰めて、これからは交渉に臨んでいきたいというふうに今思っています。

以上です。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございました。

この説明を受けまして、ご意見のある方、挙手をいただき、職員がマイクをお持ちいたしますので、そのマイクでご発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。B副会長、お願いします。

◎B副会長

ただいま区長さんの説明、ありがとうございます。

私ども地域といたしましては、非常に今現在の中では、今区長さんお話ししていただいた梶原停留所と、停留所のこの道、明治通りから中へ入る道そして出る道が4.5メートルということで、これが桜輪幼稚園のすぐ横に車が止まると、中へ入って行くのも歩道を乗り上げないと行かれない。そして、堀船三丁目さん、栄町側から明治通りに入るにしても、そのような状態の中で、歩道に乗り上げてそして先ほどお話がありましたように、現在コーナンができてから、非常に物価高の中で、あそこに車で来る人たちが非常に多いんです。そうして来ますと、その方たちは全部結局、反対側の車道である桜輪幼稚園側に車が止まっていると、歩道に乗り上げて入って行かなくちゃいけないわけですね。

そんな中で地域、堀船さんも私ども栄町も何とか停留所だけでも、堀船三丁目側、あの辺は全部工事としては平地になっていて、全部どうとでもなるようになっていくということで、堀船の方々もそれを望んでいるというふうなことで、何か事故が起きてからでは間に合わないのではないかとということで、ぜひ停留所の移転のほうだけでも進めていただけないか。全体をやるのを待っていたら10年たつか、15年たつか分からないような状況になってくるのではないかと考えていますので、地域としては、安全のためにぜひ、その辺を理解していただいて、停留所のその道、停留所だけでもどかしていただけると非常にスムーズに両方入っていただけるというふうに思っておりますので、非常に今区長さんの説明で私どもいろいろな点が、区も東京都もやっていただいているということは十分わかっているんですけど、ぜひお願いをできたら、停留所だけでも移動のほうをお願いできたらと思っております。

以上です。ありがとうございます。

◎やまだ区長

ありがとうございます。やっぱり、区として最終的にやっぱり東京都の事業になるので、東京都をどのように、東京都に対してどのように意見を言っていけば動くかということを経済力戦でやらなきゃいけないなということを経済力戦で、これはやっぱりコーナンができたことで、全く交通量が変わりますね。私もよく車で乗り上げながら線路沿いずっと行くんですけども、がったんがったんとまた戻って。車の量が増えたこと、この辺も含めて東京都には、しっかりと環境が変わってきていることで早める必要があるんだということは、意見としてしっかりと。何が時間がかかっているのか、何でできないのかということを経済力戦で、担当の皆さんだけじゃなくて、自分も含めて出ていきたいなというふうに思っていますので、そこはすみません、所管の皆さんがまた、怒られちゃうかもしれないんですけど、責任もって自分も一緒になって、交渉していききたいと思っておりますので、その内容を逐一地域の方々には、今東京都はこういう回答です、こういう段階ですということを経済力戦で、分かりやすく定期的におろしていけるようにしたいなと思っております。

何が起きているのか分からないから、皆さん具合があると思うので、今こういう交渉しています。こういう考え方だということを経済力戦で、東京都から聞きましたということを経済力戦で、ことあるごとにご案内していけるように努めていきたいというふうに思っています。

もう少しお時間いただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎B副会長

すみません、もう一点だけ。今、区長さんのお話を聞いて、本当にありがたく思っております。これがいつできるか分からない、そんな中で、一点だけ、もし可能であれば、これは堀船さんのほうとも話をしながら、警察の問題になるかも分からないですけど、停留所からもう少し、栄町寄りなところで車を止めるようにして、要するに、一番狭いところ、桜輪幼稚園のところだけは両方が歩道に乗り上げないで、入ってこられる、出られるような状況にしていってあげられたら、もっともっと歩道通ってくる人たち、高齢者も多いんですけど、その人たちも安心して通れるんじゃないかなと思っておりますので、その辺も検討していただけたらと思っております。

ありがとうございます。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

頑張ります。

◎区長室長

ほかにご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、一部はここまでとさせていただきます、続いて二部に移りたいと思っております。

まず、年末に向けた防犯対策について、やまだ区長から現状の取組など、説明をお願いいたします。

◎やまだ区長

お願いします。

意見交換の中でやっぱり年末年始に向けて、防犯対策について区の取組もぜひ、会長の皆様から各町会員の皆様にお知らせをいただき、滝野川はじめ北区はそういう防犯にはすぐうるさいんだぞというまちにしていきたいなという思いで、今日チラシのほう二つご用意させていただきました。

まず、北区防犯機器等購入緊急補助事業であります。前に、私、町会長の皆様の会合の中、新年会か何かでお話ししたか、させていただいたんですが、令和7年度に区として東京都の補助事業に上乘せをいたしまして、防犯カメラですとか、8項目、項目は限られているんですけども、防犯カメラ、モニターつきドアホンなど、防犯に関する機器を購入されたり、設置されたときの補助を上限3万円まで、3万円までは東京都と区で出しますというものをつくりました。

現在、751世帯に申請いただいて、これが全体の11.9%の方々。まだ10%、11%程度になっておりますので、ぜひとも1件でも多くこういったもので年末年始の防犯を強化していただきたいなと思っております。

滝野川のエリアだけで見ますと147件の申請をいただいております。9月中旬までです。こういった補助制度があるというのを多分、ご存知じゃない方々がほとんどだと思いますので、今日この資料をお持ち帰りいただいて、次の役員会や町会のイベントのときにでもお話をいただいて、申請書の書類も一応つけさせていただきます。分からないことがあれば、所管のほうにお問合せいただけたらなと思っております。

す。

それともう1つが、振り込め詐欺。これがめちゃくちゃ、また。令和5年から令和6年にかけて倍ぐらいになったんですよね。3倍だったかな、相当増えました。これは何かというと、携帯電話を通じた振り込め詐欺のアポ電が入り始めています。なので、これから東京都も北区も携帯電話のアポ電を防止していくための取組を2枚目の紙です、始めました。これは、東京都のほうのデジポリスという、国際電話からの着信を受けない。受けても音がならない、出ないとするようなお知らせになるというもの登録していただいて、ダウンロードしていただいて、携帯電話で出ないという紙面をつけます。

これともう1つ、区では募集終わってしまったんですが、アプリをダウンロードしていただく補助をしまして、国際電話だけではなくて、あやしい事業所の電話番号、これが鳴ったときには、お知らせをしてくれる。危ないですよと、詐欺電話かもしれないというお知らせをしてくれるアプリが開発されていて、それにアプリをダウンロードする補助金をモデルで今年度やり始めています。100名募集して、あっという間に埋まってしまったので、今日はお知らせだけで、これが内容としてよければ来年度どうしていこうかということは今、検討しているところです。東京都のデジポリスのダウンロードをまず、ご活用いただいて、皆様の携帯電話にかかってくるアポ電、国際電話を通じてが約8割だと聞いています。なので、国際電話からの着信を防ぐ、その取組としてこれをご紹介したいなと思って、二点お持ちしました。ぜひとも、年末年始に向けて地域の防犯活動、見回りもそうですし、本当大変多くのことをやっていただいているので、区としても、少しでもお役に立ちたいという思いでこういった補助制度をつくりました。これに関してでも結構です。また、防犯に関することでご意見あれば意見交換会の中でいただければと思いました。

どうぞよろしく申し上げます。

◎区長室長

それでは、今の説明を受けまして、まず初めに今の防犯対策に関してでも、ご意見のある方いらっしゃいましたらお願いいたします。マイクをお持ちいたします。

◎C副会長

ちょっとお聞きしたいんですけど、この防犯カメラ、個人で、個人というか自分で取り付けた場合でも補助は出るんですか。

◎やまだ区長

購入費について出ます。

◎C副会長

購入費という意味ではちゃんと出ると。

◎やまだ区長

はい。設置するときに、設置費用を、やってもらう費用がかかる、それも入っていますね。ご自身で買われて、買われたものの購入費に対しても使っていただけます。

◎C副会長

分かりました。ただ、今、安いのがあるので2台ぐらい買えちゃうんじゃないかと。

◎やまだ区長

この8項目であれば、組み合わせていただいて3万円までだったら出ます。

◎C副会長氏

そうですか、分かりました。

◎やまだ区長

今、一番多い申請は、モニター付ドアホン、これが一番申請の項目としては多いです。次に防犯カメラ。個人宅の防犯カメラが。

◎C副会長

うち、お祭りなんかをそこでやるので、どうしようかななんて思って、取り付けを。神輿とかいうのはガレージなんで、毎晩開いちゃっているんで、取り付けようかなと思って。

◎やまだ区長

ぜひ、ご活用ください。

◎C副会長

ありがとうございます。

◎区長室長

ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、テーマに限らず、今回ご自由にご意見をいただければと思います。が、いかがでしょうか。

◎やまだ区長

はい、会長

◎A会長

今回の国勢調査がありました。私やらせていただいたんですけども、驚いたのは、知らないうちにここに民泊があるんだなという、というようなことが非常に増えているんです。それで、やっている最中に、民泊ですと普通にちゃんとここが民泊だというような標識なんかもあるはずなんですけれども、聞きましたら隣の家に聞いたら、ここ民泊ですよと。そういう標識もないようなところがある。だから、これはどうなっているのかなと。

それから、シェアハウスなんかをやっていると、国勢調査しますけど一切、管理事務所というんですか、そこに電話番号書いてあるものですから電話しましたが、一切名前も教えない。それもまた12人住んでいて、全部外国人だと。今回この国勢調査やりまして、これだけ外国の方々がこの地域に居住しているんだなと初めて知る。

今の区のほうは、北区では、民泊に対する条例というのはまだなかったですか。

◎やまだ区長

はい。

◎A会長

今、何か作成しているということ、この間、北自連でもちょっとお聞きしまして、その中でも、北自連でもいろんな話が出たんですけど、できるときにはできれば町会長にも、ここに民泊ができますよという情報の提供を。そうしないと、今言ったように、初めて自分で国勢調査して、ここ民泊だったんだなと気づくようなことだと、やはりちょっと町会の中を見ていく中でも、ちょっと遅いんじゃないかなという気がし

ました。そういうようなこともありますし、外国人の方が増えてきておりますので、警察ばかりじゃなくて、消防ばかりじゃなく、できればいろんな、今保健所ですか、こういうのを規制しているのは。現状ちょっと何で保健所なのかなと、衛生上の最初の問題、旅館だとそういうあれはあるんだろうと思うんですけども、それよりももっと警察や消防だとか、そういうものを入れ込んだ条例にしていって、いただきたいなということの一つお願いしたいなと思っております。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

まず、民泊についてです。昨年度、条例制定に向けて検討会を立ち上げました。住宅宿泊事業条例、宿泊条例の検討会を立ち上げて10月、来週第3回目の協議会があります。令和8年度に向けた検討を今、進めています。内容について議論しています。

これはやっぱり、地域の方々から各地域で多くいただいているお声で、住居専用地域での利用についてどうなのかということ、ごみの問題を含めて、音、ごみが主に多くあります。通報があると保健所がその都度、現場に行き確認をして、事業者に注意の連絡を入れてということをやっています。今、保健所の一番の業務が多いのは実は、この民泊対応がものすごく多くなっています。

なので、条例化に向けてしっかりとした条例をつくって、内容についてはもちろん町会長の皆様はじめ、パブリックコメントを通じてご意見いただけるようにしていきたいと思っておりますので、しっかりとした条例内容にしていく、このことは今、検討しています。専門家も入れて検討しております。町会・自治会の代表の〇〇会長にも、メンバーとしてお入りいただいておりますので、何かあれば共有をしていただきながら、ご意見いただければありがたいと思っております。しっかりつくっていきます。

合わせて、外国人対応ですけども、やっぱり増えましたね。今、区の人口の中で9%まできています。今まで7%台だったのが、一気に9%になってきているなという、増えてきているなというのを感じています。そういったことも鑑みまして、考えまして、北区としては今、総務部の中に国際、外国人の対応の部署を持っているんですけども、町内の体制も含めて検討していくということ、これまでの多文化共生の検討の中では、公に示させていただいております。これも令和8年度に向けて、検討中があります。やっぱり私、個人的、これも区役所というか個人的な発想なんですけど、例えば日中友好協会とか、日韓友好協会とか、国ごとに文化がやっぱり違って、生活様式が違う。何か、中国だったら中国の方々に、一人一人にはとても行政として大変なので、そういう協会を通じてその国の方々に日本ではこういうことが文化ですよということを書いてもらえるような、やっぱりそれぞれのバングラデシュだったらバングラデシュ、その国ごとの集まりをしっかりと区の中で外国の方々にももっていただいて、そこに地域の方々と三者で連携していく。例えば東十条のほうですと、バングラデシュの方がすごい多いんですね。三丁目の防災訓練に行ったら、バングラデシュの方々が防災訓練にばーっと参加されて、地域の行事とか、地域の生活に合わせて、ごみ拾いなんかも、十条商店街の店舗を持っているバングラデシュの方々は率先してされています。こういう文化をやっぱり各地域で、各国ごとの文化を超えて、日本の文化にちょっと沿っていただく部分を区としてそこを訴えていく、働きかけていくとい

うことをすべきじゃないかなというふうに、自分としては思っています。なので、地域の方々と共生していただく、国は国の文化があるんだけど、日本の文化はこうだから、これをやっぱり知ってもらって、みんなで同じ地域の中で、共生していきましょいうねということをごんごん区として発信をしていくということをしていきたいなというふうに思っていますので、好事例もでてきていますので、ぜひこれは町会のほうでも共有を全区的にさせていただきながら、マッチングしていくこともしていきたいなというふうに思っています。

以上です。今の段階で、区として申し上げられるところは、組織の検討中ですというところです。

◎A会長

ありがとうございます。

できればやっぱり民泊の場合などは、一番心配しているのは、もし何かあったときに、どこへ連絡したらいいのかと、よく分からないんですけど。ですから、その管理会社だとか、そういうものは必ず明記しておくとか。

◎やまだ区長

そうですね。

◎A会長

できれば、〇〇会長に僕も、お話ししたんですけども、そういう条例の策定するときには、ぜひ町会にもここは民泊なんだと分かるように、事前にそういうものができたときには報告できるような体制にしてもらいたいと。

あと、どこへ連絡したらいいのかということなんかも、その辺もはっきりするようにしていただきたいということをお願いしてあるんですけども、その辺も交えてぜひすばらしい条例にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。今も民泊も、ホームページの中では区内の民泊業者の一覧はホームページで見られるようになっています。加えて不在型の民泊の施設のところには必ず連絡先、管理している管理会社が管理者の電話番号を掲示するというところに、ルールづけになっています。ただ、それが守られていないケースをしっかりと区としては、監視していくということを強化していかなきゃいけないなとは思っています。おっしゃるとおりだと思いますので、ぜひそういったこともごんごん皆様には発信していきたいと思います。ありがとうございます。

◎A会長

それとあと、先ほど言いました地域でも外国の方が多く住むようになり、また店なんか外国人が経営しているという店も多くなって、一番のトラブルは町会の方々のトラブルがそういうところが多いんですよ。夜遅くまで騒いでいるとか。ですから、それを町会同士では、町会の間がそこでやってしまうと、その方の町会から交えて何かやっていくということも非常に難しくなりますので、よく警察にはうるさかったと電話だと。だけど、警察の場合でもちょっと注意するだけで、静かになったらそのまま帰ってしまう。またいなくなったらまたうるさくなるというような、本当ことが続いておったものですから、できればその地をやはり、異文化共存ですので、

町会の人間とも仲よくやっていけるように、できれば区の中で早急に、そういう対策する、対応していただける課ができていただくと我々も非常に安心だと思いますので、一つよろしく願いいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。頑張ります。

◎区長室長

ありがとうございます。ほかの方がいかがでしょうか。

◎D 常任理事

中里親睦会のDと申します。私どもの町会では、敬老の方を対象とした会を立ち上げております。先日も8月30日の日に、田端中学校において特殊詐欺、まさしくこれですね。特殊詐欺について滝野川警察の防犯係の願いをして講師に来ていただいて、防犯活動についての講演をやっていただきました。ここに書いてありますとおり、国際電話の番号ブロック、これも数名の方にお申込みをいただきました。

◎やまだ区長

さすが、早い。

◎D 常任理事

というような形で、敬老の方を対象に活動を行っているんですが、実は区のほうの補助金がどうも時限立法みたいで来年までしか、年間6万円なんですけども、来年までしか出ませんよというようなことでちょっと言われているんですよ。ですから、そういう面では、やはりこの年配の方について、私も含めてですけどもね。

◎A 会長

地域の支え合いじゃないですか。地域の支え合いだと思うんですけどね。

◎D 常任理事

うん。

◎やまだ区長

補助金の。

◎D 常任理事

うん。すみません。高齢者のだったかな。長寿支援課の補助金ですね。

◎やまだ区長

はい。

◎D 常任理事

長寿支援課の支援金である6万円が、時限立法みたいで来年までということなので、活動する上で、ご存知のとおり町会の会員さんも大分少なくなっておりますので、できれば継続して支援金をお願いできればということのお願いです。

それからもう1つ、実は地域振興課様より、ポータルサイトの中で町会に加入したいという方がいらっしやいまして、その方と先日、先々週です、お会いをしまして、加入していただきました。そういうことで地域振興課の目黒係長のほうに、かなり情報をいただきまして、無事に加入ということ。やはりポータルサイトというのは、非常に有効かなと思いますので、今後とも継続してやっていただければと。

以上です。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

すみません、長寿支援課の補助金について、ごめんなさい。私が今すぐ、頭の中に入れてなくて、勉強し直して、所管と確認をして、どのような形で取れるのかはまたお知らせしたいと思います。

長寿支援課のいろいろな高齢者の方々のお活用支援については、形を今変えてきています。健康づくりだとか、そういったことも含めて様々な広がったものを、ちょっと集約をしていくという全体の流れはつくっていることは確かなので、その中でこの項目では出せないけどこっちでできますというのが、もしかしたらあるかなと今思いながら聞いていました。この場で答えられなくて、ごめんなさい。そこについては改めて確認をして、お返しをしたいと思います。（※地域見守り支えあい活動補助金）

それから町会加入に関しては、ポータルサイトをまだまだブラッシュアップをしていきたいなという気持ちはあります。町会の中で、区のポータルサイトから直接申し込みができる。一方で町会としてホームページをもっていないところとかもまだまだ実はあって。その辺も含めて加入促進にインターネットが区のポータルサイトそれから町会のホームページの連携の仕方も含めて、許可していけたらなと。

あとは今、どうしても若い人たちでいうと携帯のほうから確認をして、手続きをしたいという人も増えているので、公式ホームページとはまた別で今後、こういった携帯のほうを通じたものができるのかなと個人的にはいろいろ考えているんですよ。まだ所管に言ってなかったなので、ごめんなさい。とにかく若い方々を初め、町会に接点を持ちやすい環境をいかに町会、自治会と区が連携をしてつくっていくか、その環境づくりをこれからもいろいろ研究しながらやっていきたいというふうに思っていますので、アイデアあったらまた、いただければと思います。1件加入していただけてよかったですと思います。

◎D 常任理事

よかったです。ありがとうございます。

◎やまだ区長

ありがとうございます。うれしい報告です。

◎D 常任理事

そうですね。

◎区長室長

D理事ありがとうございます。

それでは、E副会長、お願いします。

◎E副会長

すみません。西部自治連合会のEでございます。

先般、西部自治会のほうの会長会議で救急救命法のAEDの話が出ました。この中で多分、町会長さんかな、各町会でも1台は欲しいねというような話題があがりました。ただし、これについては、保管状況だとか、保管管理、さらに場所、さらにはパッドの5年ごとの交換ですね。これらが義務づけられていますので、現状すぐというわけには難しいかと思いますが、この辺のことをいずれ、いずれそのときは各町会で

配るような状況がくる可能性もあるので、どうぞその辺のことをちゃんと区長さんも胸の中にしまっておいて忘れないでほしいなというふうに思っています。

そこで、私たちの連合町会では、毎年、救急救命法の講習会を毎年行っています。実際には3年ごとに更新にやればいい話なんですけども、やはり毎年やっていたほうがみんなに浸透する状況もありますので。確かに私たちの連合でも大体15名から20名ぐらいは必ず毎年受けています。それで、ちなみに新規の授業料が、講習料が1,600円。それで再受講の場合は1,400円ということは、結構高額な金額になるんですよね。だからこれが、全回15名から20名になるとやはり4万5,000円あるいは5万円以上という状況も生まれますので、この辺がある程度、補助制度が活用できる可能性があるかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

AED、本当に大切ですよね。今、お話伺いながら、ごめんなさい。これも特段所管に何も話さず自分の知見というか、自分の意見で言っちゃうんですけども、やっぱり救急・救命となると、東京都との連携が非常に重要なと今思っています。東京都の救命救急のほうでの制度をもう一回私、勉強しなおしてきたいと思いますが、そこでの枠組みが何かあるかどうか、AEDの購入費補助としたら、例えば今使えるとしたらやっぱり東京都の地域の底力で買えるんじゃないかなというのをちょっと感じながら伺っていました。これも確認しないとちょっといい加減なこと言えないんですが。

ランニングコストはやっぱりかかりますので、こういったところも含めて、東京都と相談をしながら、東京都に提案をしながら枠組みを、もしなければつくっていくということは提案できるなというふうには思いました。そこに、講習の費用ももちろんパッケージで制度化できるんじゃないかなということを、まずは東京都のほうに求めていくことを検討したいなというふうに感じています。

あともう1つは、AEDを町会ごとに持っていただくことと、例えばコンビニエンスストアとか、24時間いつでも借りられる、区有施設だとどうしても閉まってしまうので、そこで夜のときには使えないとかというお声もいただいているので、そういったコンビニとの連携ということも一時、町内で検討したことがあるんです。使わせてもらうという、そういう協定を組んで、利用しやすい環境をつくっていくということもありますので、町会に思っていたことがいいのか、そういった外部の民間と連携していくことが有効なのか、そこも含めてもう一回検討したいと思います。

どこにAEDがあるのかということをもっと分かりやすくしてほしいという意見も実はいただいている、区内にある地図、住宅地図みたいなのを、置いてありますよね。あそこに入れてくれという意見もあったんですけど、こういうの入れ出しちゃうと本当に地図分かんなくなっちゃうんで、今ホームページ上では、AEDの場所がどこにあるかというのは、地図情報で見られるようになっているんですが、こういったことも、その場でできるように訓練だとか、お知らせをしていかないと、つくっていてもそれで終わりじゃ駄目だなと反省していますので、今いただいているご提案を区に持ち帰りまして、東京都との連携、民間区の連携どんな形が一番住民の方々にとって有

効かということをもう一回検討していきたいと思います。ありがとうございます。

◎E副会長

大変ありがとうございます。うちのほうも町会とも、例えばスタンドパイプの消火栓なんかは、どこにあるかという、何丁目の誰のそばにあるかという地図もつくってあるんですよ。その中に一応AEDも設置場所も今は入れるようにつくっている最中でございますので、どんどん活用していきたいなというふうに思っておりますので、協力のほどよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

◎区長室長

E副会長、ありがとうございました。

ほかにご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

◎F常任理事

意見じゃないんだけど、お願いというか。つまんない話なんだけど、ちょっとしたこと。

大変すみません。本当つまんない話で申し訳ないけど、桜の木を1本欲しいなという、公園に。正式な申し込みは今のところしてないんですけども、今まで立派にできていた新町公園なんですけど、改修に当たって切っちゃっているんですよ。その立派なやつが今なくなっちゃっているんで、公園でよくお花見会などをさせてもらっているんですが、立派に咲く場所にちょうど今桜、それが切れちゃった後できてないんですよ。だからそれがぜひ、できることにはどういう申請が必要なのか、担当の人にはこんな話お願いしたいんだけどと言って、正式なやり方をしていません。だから、正式にはどうやれという言い方があれば、そういうふうにしたいと思いますし。たまたま公園法か何とかいって、このスペースではできないとかいうような言い方もちらっと聞かれたりしているんですが、そこら辺が何とか目をつぶった形でできないもんかなという話もお願いしたいなと思っております。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

今すぐ思い浮かばないですね。どういうやり方できるかなと、ごめんなさい。

まず、道路公園課のほうに持ち帰って、公園の管理の中でどんなふうに全体の木を管理しているか、もしくは増やすじゃなくて危ないのを今選定していくとか、入れ替えているのはあるんですけど、新たにというのがどういう形でできるかなというのは、ごめんなさい、今すぐちょっと浮かばないので、具体的な公園の名前を伺った上で道路公園課と相談してきます。

◎F常任理事

すみません、よろしく。

◎やまだ区長

個別対応させていただきます。

◎F常任理事

この公園、改築に当たっては。

◎やまだ区長

公園の改修のときだったらまだね。

◎F 常任理事

それに当たって、本当はその場所にできるような位置へ入っているんですよ。入ってたんですよ。

◎やまだ区長

もう公園改修しちゃった後ですか。

◎F 常任理事

ええ。もう5、6年経っていますけれども。新町公園の。

◎やまだ区長

新町公園、分かりました。ちょっと持ち帰らせてください。

◎やまだ区長

担当の人にも、こういう話だけど、見に行きました。見には来てくれています。だけどその後、全然返事がないので。

◎やまだ区長

どきっ。

◎F 常任理事

どうやったらいいのかなということで、お願いしときます。

◎やまだ区長

課のほうでは伺っているということで、確認します。

◎F 常任理事

すみません、ありがとうございます。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

◎区長室長

F 常任理事、ありがとうございました。

◎G 常任理事

上町のGでございます。

地方の町会からの希望、私も希望をお願いしたいんですが、はっきり言いまして掲示板です。あの紙が多すぎる。よくいって毎日午前中と午後來るんですよ。こんな仕事したら振興室の皆さんも大変でしょうし、他の部からも来ますんで、あれ何とかならないですか。紙代と印刷代といったら大変ですよ。貼っている人、多分、貼りましたといっても捨てる人がたくさんいると思う。これ何とかしてもらいたい。

◎やまだ区長

そうですね。

◎G 常任理事

それと、もう1つ。滝野川一丁目の明治通りへ抜ける道、谷田川沿いの。

◎やまだ区長

はい、181。

◎G常任理事

これ、鉄道関係は説明あったんですが、その上の道路はいつ開通するのか。ちょっと後で、お願いします。

以上でございます。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

まず、掲示板についてですけども、警察、消防、東京都、北区。各、しかも今サイズをそろえてもらうように実はし始めているんですけど、バラバラのサイズでたくさん来るといことで、非常にお声いただいています。

これも個人的な考え方をいいます、いいですか。ちょっと、区としての見解じゃなくて、私個人で思っている政策としては、これからの町会の掲示板、デジタル化が進んでいくといいなと思っています。要は紙をそれぞれ貼るんじゃなくて、中央制御。一括して例えば、Aという案内を全地域同じ内容ですから、デジタル掲示板にして、それでは一と。やっぱりこれからのデジタル化に向けて、掲示板そのものが貼る形式じゃなくて、テレビみたいな掲示板になっていって、必要な期間入れ替わっていくということができたらいいなということを発想としては思っています。

もっと言うと、地域にある掲示板がもっと先は、地域にはなく、全て多分みんなこれになっちゃうと思うんですよ。全てここの情報にプッシュ型で、必要な情報が送られていくということが、もっと先の将来にはデジタル化が進むとなっていくんじゃないかなというふうに思っております。

なので今、紙媒体は多いんですけども、社会のデジタル化の流れの中で、そういったデジタル媒体を活用した情報発信を区としては主流にしていくことが将来的には見込まれると思っていますので、そういった環境づくりを地域の方々のご意見をいただきながら、一時、紙とデジタルと両方になりますけども、長い将来的にはデジタルだけになっていく将来が、私なんか生きていく頃じゃないかもしれないですけども、あるかなと思っていますので、ただ、まず掲示板に貼る内容については、きちっと精査をして、何でもかんでも皆さんに貼ってもらうということがないように、その確認はしていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

◎G常任理事

お願いします。

◎やまだ区長

あともう一つ。補助181号線。去年の実はテーマでやらせていただいている、令和7年から令和8年にかけて、おっしゃっている下水道、水道工事。令和9から11年が無電柱化工事と電柱の撤去。そして令和12年度に最後の道路の造作という形で去年ここでご説明させていただいたんですが、令和12年供用開始の予定で東京都と進めています。

◎G常任理事

12年。

◎やまだ区長

そうなんです。

◎G常任理事

相当先だね。

◎やまだ区長

そうなんです。

やっぱり、無電柱化、下水道・水道、水道管とか、全部一遍に掘って、全部一遍にできなくて。一個ずつ水道、それから電柱という形でやっていかなきゃいけないので、最後12年ということで、お時間をいただいています。

とにかく令和12年ということが、1日も遅れないように、きちっと今の段階では。

◎A会長

.....

◎やまだ区長

会長、あつという間です。大丈夫です。気がついたら12年たっていますので、もう少しお待ちいただければと思います。

◎A会長

若い人だったらいいけどね。

◎やまだ区長

大丈夫です。今のところ順調に下水道、水道工事のほう在今年、来年と進んでいますので。

◎G常任理事

そのまま続けてやってほしいんだよね。

◎やまだ区長

そうですね。本当におっしゃるとおりですが、なかなかこの辺については、工事の専門的な工事、全部一遍にやっちゃってとできないものですから、ご理解いただければと思います。

以上です。ありがとう。

◎区長室長

ありがとうございました。

ほかの方。

◎やまだ区長

会長、お願いします。

◎A会長

先ほど公園の話が出たんですけども、去年、今年だったんですけども、東京都から防災倉庫、70万の助成金があったんですけども。これはよかったと思って、三町会、私のところの地域の町会で、倉庫が狭いものですから広くしたいと。持ち込もうと思ったんですけど、公園課のほうから建蔽率の問題があって駄目だと。区長もよくご存じだと思うんですけど、第四分団の分団倉庫もそうなんですけれども。それがそういう、いざ震災だとか、そういうときというのは一番そういう防災倉庫であったり、消防団の団小屋だとか、そういうところは一番大切なところだと思いますので、何かそれは、以前聞いたときには、条例を変えるには10年かかるというような話があったと思うんですけども、何かそんなことをちょっと聞いたような気がするんですけども、

10年以上前から四分団の消防団、分団小屋のこともお願いしていますし。また、せっかくそういう東京都の70万のうちの補助金でちょっと防災倉庫狭くなっているし、いろんなものが区からも助成できているいろんなものを来ているんで、しまうのに大変だということを申請しようと思ったら、そういう公園法の、公園の建蔽率があったもんですから、その辺は何かそういう防災関係に関するものは緩めるとか何とかということとはできないんでしょうか。

◎やまだ区長

これは、すみません。やっぱり建ぺい率2%というのが、決まりとしてある。緩和をしていいという項目はあるんですけど、そこに入るかどうかということをやちょっと確認していきたいと思います。

防災倉庫に関しては、まず、防災倉庫に入れていただくものを、区としてもいろんなものを次々とお渡しするんですけども、増えていく一方で、ちゃんと使えるもの、使えないものということをや区としても、町会の皆さんとしても見直していくサイドというのが必要かなと思っていますので、どんどん増えていくだけではなくて、必要な機材に集約していくということも必要かなと思っています。

なので、今の段階ですぐに法律を超えて、2%以上オーケーよと、ここでちょっと言えないなというふうに思っているんですけど。

ただ、条例を変えるのに10年かかるというのは年数じゃないんですよね。なので、そこは検討しなきゃいけないかなと思っています。

というのが1つ。それと第四分団に関しては、全く別の次元として検討しなきゃいけなくて、この間、まずは、東京都として場所を提供してもらおうというのは一番最初だと思います。どうしてもない場合には、東京都がお金を出して、民地を借りるということもやるべきだと私は都議会のときからずっと言ってきて、そのケースが都内ではないわけではないんですけど、かなりハードルが、財政手段を東京都がするというのにはハードルが高いというふうに言われていて、それが駄目なときに区としてどう対応をするかというところは今議論。まず、そこに東京都に都として責任を持って消防団の分団本部をつくってほしいということは言っています。合わせて区として、王子・赤羽・滝野川全部のショップ、分団本部がちゃんと設置されるように、どこが後、難しいというのは全部一覽出していますので、やっぱり滝野川第四分団があって、そこは公園法の中でどう切り分けていけるのか。一方で、公園と分筆、土地を分けてやるとなると、公園利用者の方々からの意見も、公園狭くなるじゃないかみたいな意見をどうやってクリアしていくかと、両面、側面あるものですから、その辺をしっかりと捉えて、作戦を練らなきゃいけないなというふうに思っています。

進捗内容にちょっと見えちゃうんですけども、中では東京都に対して、それから町内の中での議論は、しっかり続けさせていただいておりますので、ぜひお時間をお待ちいただけたらなというふうに思います。

第四分団、土地がないんですよ。東京都の土地も0なんです。本当にくまなく探したんですよ。そこは本当、課題だと思っていますので、ぜひもう少しお時間いただきたいと思っています。

◎A会長

ありがとうございます。

四分団だけのことじゃなくて、町会の防災倉庫についても、ぜひ何かここはもう、この倉庫はいらないというようなものも、うまく調整しながら、やっぱり防災というのは、一番これから大切なものだと思いますので、倉庫の確保というんですか、それだけは、どうしてもお願いしたいなとは思いました。その辺ちょっと考えていただきまして、進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

◎やまだ区長

はい。

◎A会長

それとあともう1つ、申し訳ないんですけども、この頃、高齢者が多くなって、高齢者が多いのはあれなんですけども、孤独死も多いんですよ。それで、何というんですか。相続のないような孤独死が出ているという町会もありまして、ちょっと相談を受けたんですけども、そういうものも町会で利用できないかというような話があったんですけど、H会長、H会長。それでちょっと区長にぜひ説明してあげていただければと。

◎H常任理事

すみません、今、私も消防団で、格納庫の件、それと悩んでいるところなんですけども。昨年、うちの公園のそばのマンションのオーナーさん亡くなりまして、私もちょっと立ち会ったんですけども、その後1年間、全然上に住んでいるんですけども、住んでいる方が、借りている人がいるんですけども、その後、相続される方が全然分からなくて、そのままになっているんですね。何かいろいろな血筋で、相続者がいないかどうか調べた弁護士さんがいるらしいんですけども、その範囲ではどうもないということで、このままになると国庫の中に入っちゃうみたいになっています。そういうような空き家が、空き家問題って今、検索すると全国で5万件ぐらいあるらしいですね。やっぱりそういう中で、うちも身近にもあるので、もしそういうところが地域のために何か使えることができるようなことがあれば、非常にいいかなと。我々のところではそういう格納庫に一部使わせてもらおうとかですね、そういうことができればいいと思ったんですけども、いろんな法的な問題があるかと思うんですけども、ちょっとそういう可能性を事務局でいろいろ調べていただければと思うんですけども、以上です。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

空き家に関してはやっぱり大きな、これから特に大切な課題で、空き家に関する活用をどうしていくかということは、区としても検討しています。

一方で、空き家を利活用していくに当たっては、権利者の方々をちゃんと特定しないと、勝手にやっぱり使えないので、国の、報告されて土地、戻ってきちゃうというのもありますので、区としては、空き家を特定していくことは税で追っていけるので、追うことはできると思うんですけども、その特定できて、その人たちと交渉して、きちんとした対応してくださいということを求めていく。そのときに例えば、起業したい方々が空き家や、空き店舗を活用して、マッチングをしていくとかということは区

としてもできると思うんですが、無償でそこを貸してもらおうということが、どこまで区としてお願いしていけるかなというのはちょっとすぐアイデア出てこないなというのが感じます。

空き家の利活用に関して、防災でどのように使っていけるかということ、もう一度勉強させてもらいたいと思います。どうしても区直じゃなくて、地権者の方に対してどういうアプローチ。

◎H常任理事

地権者を調べるのを、区できちんとやっておかないと。

◎やまだ区長

そこは、例えば空き家になっちゃって、ちゃんとした管理がされてない、危ないから区として管理をちゃんと権利者に対してしてくれというようなことも、住宅課のほうで受付たりとかしていますので。

◎H常任理事

いや、住宅課に行ったら、やってくれないんです。

◎やまだ区長

本当。

◎H常任理事

区役所の副所長に話したら、個人の個人情報に関わることは、もう駄目だという、全然話にならなかったんです。

◎やまだ区長

例えば、管理が十分じゃなくて、例えば雨戸がばばばばとなって危なくて、そこをちゃんと注意してということだと、ケースとしてはあるので。

◎H常任理事

実際の苦情が発生しない限り。

◎やまだ区長

そうだね。そこは改めて個別対応します。よろしくお願いします。

◎A会長

相続者のいないようなそういう空き家なんていうのは大体、区としては把握しているんでしょうか。区の中でどのぐらいあるのかとか。

◎・・・氏

税金納めているんじゃ。

◎A会長

今の場合なんかは、相続者がいないだろうと言われているということなんですけれども。

◎やまだ区長

そうですね、今、空き家で特に老朽化しているすごい危ない家とかあるじゃないですか、ああいう特定空き家とかは把握しています。それはちゃんと所有者を調べて、注意をしていくというのを、段取りがあって、それを始めていますが、それ以外の空き家は全部権利者を把握しているかという、そこはできていないですね。件数として、空き家なのかどうかの判断も難しい。

◎A会長

相続人がもういないという空き家ですよ。

◎やまだ区長

そういうケースはあります。ただ、相続、まず空き家かどうかの判定が、必要がないと、全部を見極めていくというか、空き家の件数、でも区として把握できているよね。

◎政策経営部長

いわゆる管理不全みたいな形になって、明らかに周りの通行人とか、周りの近所とかに明らかに危険が及ぶような空き家については、きちんと区のほうでも把握をして、相続人というか関係者を調べて、勧告とか指導とかという判断はしているんですけども、そうでない、通常に家そのものはしっかりしているけど、空き家かどうかというところが分からない部分については、正確に把握できているかというところ、そこまではなかなかできてない。

◎A会長

固定資産税だとか、そういう税金というのが入っているか、入っていないかということで、相続人がいるかというのは大体、察知することはできますよね。

◎やまだ区長

税で追っていくことはできます。なので、本当に苦情としてあるのは、危ない、危険な、だからちゃんとやってということでご近所の方がご要望あって、書面で注意を、相続人を特定して、そこに送るという作業をやってはいますが、全部に関して相続まで、相続人がいるかどうかまで追うことを全件ですということ、今の中でしてないです。

ただ、いろいろ登記上の法律も変わってきて、きちんと登記上でしなきゃいけないというのが変わってきていますので、そこは連携できる部分あるかなというふうには思っているんですけど。

まずは老朽、危ない空き家から、責任をもって区としては対処しているという、これが区内で二十何件、7だか、24件だったかな。特定の老朽化した空き家というのは管理して注意していますけども、老朽化してないところに関しては、相続人がいるかどうかまではちょっと数としては追えてないですね。（※特定空家は17件）

◎A会長

先ほどのH会長のところの地域なんですけども、まだ住んでいる方がいると。電気も水道も止められちゃっていると、ガスも。家賃も払ってないと、だけど住んでいると、相続人もいないからそのままになってしまう。そういうのはどうなのかなというのは。

◎やまだ区長

後で、個別で。

◎区長室長

会長様そして理事の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

まだまだ皆様からご意見をいただきたいところがございますけども、閉会の時間が迫ってまいりました。ご意見、それでもまだご意見いただけるという方であれば、最

後一人だけとは思いますが、いかがですか。よろしいですか。

6 . 閉 会 挨拶

◎区長室長

申し訳ございません。それでは、最後に滝野川自治会連合会、B副会長様から、閉会のご挨拶をいただきたく存じます。

B副会長様、よろしく願いいたします。

◎B副会長

昭和町地区自治会連合会のBです。

本日のきずなトークは第一部のトークテーマとして昭和町地区から都電荒川線梶原停留所の移設に関して提出させていただきました。ご回答ありがとうございました。そして、先ほどの第二部でも、地域の問題について意見交換をさせていただきました。ぜひ、本日のやり取りさせていただいた地域の声をしっかりと受け止めていただき、この滝野川地区そして北区をよりよいまちにさせていただきますよう、お願いいたします。

◎やまだ区長

はい。

◎B副会長

また、このきずなトークは、直接やまだ区長様と意見交換ができる非常に大事な機会です。今後も引き続きこういった機会を設けていただきますよう、お願いをいたします。

本日はありがとうございました。

5 . 閉 会

◎やまだ区長

ありがとうございました。

令和7年度きずなトーク（赤羽地区）議事要旨

- 1 日 時 令和7年12月11日（木）午後3時～4時
- 2 場 所 赤羽会館 4階大ホール
- 3 出席者 区長、政策経営部長、区長室長、地域振興部長、地域振興課長、赤羽地区町会自治会連合会常任理事（24名）

1 . 開 会

◎区長室長

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和7年度きずなトークを始めさせていただきます。

私は、本日司会を務めます、区長室長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

2 . 区 長 挨拶

◎区長室長

初めに、やまだ区長からご挨拶をいただきます。

◎やまだ区長

皆様こんにちは。日頃から町会長の皆様には、各地域で様々な行政課題に対しお力をいただいておりますことに、この場をお借りし、心から感謝申し上げます。いつも本当にありがとうございます。

また、今年のきずなトーク、去年、ついこの間、ここでお話をさせていただいたような気がするのですが、あっという間に1年になりました。年に一度ということで、本来であれば、もっともっと意見をいただく場を設けていきたいところではありますが、このような形で恐縮です。

項目としては、大きく三つの項目について今日は内容をご用意させていただいておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。これまでも町会・自治会の皆様の活動を、区としては、北区の魅力の大きな1つとして、柱として、一緒に二人三脚で発展、ともに歩んでいきたいという思いは変わりありません。ぜひとも、今後とも皆様方のご理解とお力添えをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

3 . 会 長 挨拶

◎区長室長

続きまして、赤羽地区町会自治会連合会のA会長よりひと言ご挨拶をちょうだいいたします。

A会長、よろしくお願いいたします。

◎A会長

皆さんこんにちは。常任理事の皆さん方には、先ほどの会議に引き続き、きずなトークにご参加いただき、ありがとうございます。

さて、今日のきずなトークは、年に1回開催されるきずなトークで、区長と地域が対話と意見交換をする貴重な機会の中でございます。どうか、今日参加されている常任理事の皆さん方には、前向きで建設的な意見を出していただき、区長と意見交換をしていただき、このきずなトークが実りある会議になりますよう、よろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

A会長ありがとうございました。

4. 出席者紹介

◎区長室長

それでは、ここで、区側の出席者を紹介させていただきます。

改めまして、やまだ区長でございます。

◎やまだ区長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

政策経営部長でございます。

◎政策経営部長

こんにちは、よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興部長でございます。

◎地域振興部長

いつもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興課長でございます。

◎地域振興課長

いつも大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

5. 意見交換・情報交換

◎区長室長

それでは、初めにお手元の資料の確認をお願いいたします。

スライドを印刷したもの、こちら8枚のものでございます。こちら不足がないかご確認をいただきまして、不足がある場合には挙手をいただければと思いますが、よろ

しいでしょうか。

意見交換に入る前に、何点かお知らせをさせていただきます。本日皆様からお話をいただきました内容につきましては、後日、議事要旨を作成いたしまして、区政資料室や北区ホームページで公開をさせていただきます。発言者は匿名とさせていただきます。

また、記録用として本日の様子を撮影させていただき、区のホームページなどに掲載したいと考えておりますので、その点についてもご了承いただければと思います。

次に、本日のきずなトークの進め方についてでございます。第1部では、先に皆様からいただいております要望の中から挙げていただいたテーマについて、区長から説明をさせていただきます、その後、ご意見をいただきます。そして、第2部では、フリートークの形式で意見交換を予定しております。

それでは早速、意見交換の第1に入りたいと思います。

1つ目のテーマは、いわゆる民泊による周辺住民の保護について、やまだ区長から、現状の取組などの説明をお願いいたします。

◎やまだ区長

よろしく願いいたします。それでは、今日ページも多くございますので、進めさせていただきますと思います。民泊に関してです。まず、この度ご要望いただきました民泊への適切な指導と町会・自治会への情報提供につきまして、現状の取組等についてご報告申し上げたいと思います。

まず皆さん、民泊という言葉ですが、実は、スライド、ペーパーのほうにもありますが、民泊には三つ種類があります。住宅の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供することを示しているのですが、法令上の定義はありません。法律上は住宅宿泊事業、それから旅館業、そして三つ目が特区民泊の大きく3区分があります。区内には、住宅宿泊事業と旅館業があります。

ここでは、今日は、住宅宿泊事業法についてご説明をしていきたいと思います。住宅宿泊事業は既存住宅を利用して、旅館業の許可を取らなくても届出で年間180日、1年に対して180日まで宿泊させることができる制度であります。平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行され、現在7年が経過したところです。令和2年から4年度は、新型コロナウイルスの流行によりまして、届出施設数は減少したのですが、令和5年以降、宿泊施設数が急増しております。令和7年11月末現在、北区では556施設の届出がされています。施設はですね、まず、家主が居住している居住型、三つあるのですが、二つ目がですね、届出施設と同じ建物もしくは敷地内に家主が居住している隣接居住不在型、そして三つ目が、国が登録している住宅宿泊管理業者への委託管理が必要な不在型、この三つに分類されますが、北区では届出施設の約85%以上が、このグラフで見いただきますと緑の部分ですね。緑の不在型が85%以上を占めています。届出制ですので、書類審査を経て、届出が受理されますとすぐに営業を開始することができます。区では、届出を受けた後にほぼ全施設に対して実地調査を行いまして、法令への適合確認をしています。施設、設備や管理上の指摘事項については、指導書を交付いたしまして、事業者には改善報告を求めるなどしております。

次のスライドになります。届出施設数の増加に伴いまして、区民の方々から苦情件

数も急増しています。このグラフを見ていただくと分かると思いますが、令和5年度が24件、そして、令和6年度が53件、令和7年度についてはこの表には出しておりませんが、昨年度を超える、上回りそうな勢いでのご相談が寄せられていることも現実です。法施行後の7年間、区へ寄せられた苦情の内容を円グラフのほうにまとめてみました。

見ていただきますと、まず一番多いのがごみです。続いて、騒音。窓を開けっ放しで、大声を出しているですとか、それから、やっぱり民泊に対してのご不安ということで、民泊ができる様子だというようなことで、不安だよというお声などの件数となっています。緑色のごみ、そして茶色の騒音、全体のその二つで45%、半分近くを占めています。

それから、近年民泊に対する報道も多く出ていますので、そういったものを見て不安だよというお声を寄せていただく方も増えています。

夜中に騒いでいる。それから、やっぱりごみがあふれている。収集日に関係なく外に捨てる。それから、ごろごろごろという音。それと、たばこ。たばこをいろんなところで吸っている、ポイ捨てなど、そういったお声が多く出ています。

それと、民泊ができるということのお知らせが入っていなかった。届出を受理しないでほしい。そのようなお声も多くいただいています。

また、密集地域などでは、火災が不安だというようなことのお声も寄せられているのが現状です。そういったお声をいただいたときに区としてどのように対応しているかをご説明しているのが、その下の部分の苦情対応と指導についてというピンクの部分になります。

まずですね、お問合せが出た場合、まず、そのお問い合わせいただいた方に、聞き取りを十分します、どういう状況ですかということで保健所のほうで確認をさせていただきます。ごみが放置されているよというような場合には、すぐに現場に確認に職員が急行します。苦情内容と実態が一緒かどうかということを確認させていただきます。一方で、民泊じゃないごみのポイ捨ての場合もあることから、現場確認をしていくということは全件でやっております。その上で、周辺地域の生活環境への悪影響防止のために、事業者が宿泊客へ案内書など、ちゃんと説明しているかどうか、改善点など法令に抵触する点がないかどうかを、事業者にも、区としては確認の連絡をまず入れます。聞き取りをした上で、そういった法令に抵触するような点が確認できた場合には、口頭指導ですとか、注意指導書を交付して、改善をしっかりと求めていくという対応を行っています。現地調査、指導書交付、報告書徴取というのが三つ目ですね。改善を求めて、その改善に時間もかかる場合もあるのですが、繰り返し指導を継続して改善につなげて、対応が完了した時点で報告書を作成し、これまでの経過や指導結果を必ず残していくこと、そして、同じことが起こらないように区として対応記録を作成しているというのが流れとなっています。一方で、行政では対応できない内容などもあります。例えば、私道の利用、その宿泊施設が、その持っている私道を活用している場合など、指導し切れない部分については、繰り返し同様の苦情が、お問合せが入っているのも現状ではあります。

こういった苦情対応に対して、苦情者1名の対応が1件当たり数か月かかって改善

していくという場合もあります。また、1回の対応、お電話だったり、お話を伺うので30分から1時間かかる場合もあります。なので、年間で53件の苦情対応ではあるのですが、その労力としてははるばる保健所の職員の対応の大きな割合を、民泊の対応について占めているというのも、近年の大きな特徴であるというふうに思っております。

実態調査ではしっかりと事業者からヒアリングを行って、ここでもやっぱり1時間かかったりとかしております、数度にわたるといふこともあります、長いところで半年以上対応がかかることもあります。

このような四つの行程を踏んで、1件1件丁寧に対応しているのが現状であります。

次のページに移らせていただきまして、具体的に、事業者に対してはどんな指導をしているのかということをお聞きさせていただきました。区では、法に基づく規定以外に、区独自のガイドラインを定めておりまして、届出前から事業者に対して指導を実施しています。まず、周辺にお住まいの方々への事前周知であります、1つ目が。これは、区のガイドラインで、届出住宅の10メートルの範囲に居住する住民の方々などを対象として、届出の1週間前までにきちんと事業者として周知活動すること、そして、周辺住民からのご意見が寄せられた場合には、しっかりと誠意を持って対応することを指導しています。ガイドラインによるお願い事項ではありますが、ほぼ全ての事業者を実施していただいている。この届出前の周知活動については対応されているというふうに認識しています。

次に、(2)、(3)、(4)については、ここから三つについては、法律に基づく指導事項となります。(2)番は、周辺地域の生活環境への悪影響防止のための宿泊者への説明についてです。騒音やごみ、火災防止のために必要な事項などを、宿泊者、いろんな外国の方が来られますので、その言語に応じたハウスマニュアルとして作成をしてもらいまして、届出住宅内にも見えやすい場所に設置をしてもらうこと。そして、その設置されているかどうかは、現場検査時に、区としてもしっかりと内容を確認しております。(3)番としては、苦情対応についてです。周辺地域の住民の方々から苦情が寄せられた場合は、事業者に対応する義務が法律上あります。区では周辺地域の住民から苦情が寄せられた場合には、深夜、早朝を問わず、常時対応または電話による対応することを事業者に求めています。民泊施設には、標識として不在型の場合には住宅宿泊管理業者の連絡先が明記されています。

これ、次のページ、見えるかな。7枚目の用紙に、そのコピーを載せさせていただいておりますが、こういった標識を掲示してもらうようになっていますので、ここには必ず不在型は電話番号を掲載してもらっていますので、ここに連絡をし、必ずすぐに対応することというのが約束になっています。7枚目が標識の掲示の内容となっています。

届出施設の場所や連絡先について確認する方法は主に2点あります。それぞれの民泊の施設に貼ってあるこの標識の掲示、2点目としては、区の公式ホームページに届出施設の一覧を掲載しています。毎月10日頃、届出が新たに加わったものも含めて前月の施設の一覧を更新し、確認できるようにしています。このホームページでは、住宅宿泊事業の届出施設だけではなくて、旅館、それから公衆浴場、お風呂屋さんな

ども掲載されておりますので、よかったら、QRコードを載せさせていただいておりますので、こちらのほうをご確認いただけたらと思っております。一部、個人情報に関する部分については非開示になる部分もありますが、施設の所在地については確認できるようになっています。

先ほど申し上げたその1点目の標識ですね。住宅宿泊事業の届出施設に付いている標識、これは宿泊の有無にかかわらず、廃止するまでずっと、最初だけではなくて、この事業が継続されている間は必ず付けておいてくださいねというふうになっております。居住型は施設に事業者が住んでいるので、何かあれば直接お伝えいただくため、連絡先の掲示はされていません。不在型は全部連絡先の名称や緊急連絡先を掲載してもらっています。なので、騒音やごみ出しの問題が起これば、こちらにすぐに直接対応を求めることもできるようにはなっております。

次のページになります。とはいえ、こういう対応を根気強く、区としても続けておりますが、やっぱり苦情件数は減らない、そして、事業者の対応もなかなか十分じゃない部分も見受けられるということで、区における現状と対応についてご説明をしたのですけれども、これだけでは足りないということで、区としては、住宅宿泊事業の条例制定に向けた検討を昨年12月から開始をさせていただいております。届出の増加により、特に不在型の施設が増えていくことで、騒音、ごみの苦情が多くなっています。

昨年12月に、まず東京都北区住宅宿泊事業協議会を設置いたしました。町会・自治会連合会、北自連からも委員を選出いただいております、〇〇会長をはじめ、お力をいただいております。ほかに、区内の観光協会や旅館・ホテル組合、警察、消防関係などで構成をされている協議会を立ち上げ、現時点で3回の会議を開催しました。

10月27日の第3回目では、条例の骨子案をご検討いただいております。次回12月17日が第4回目の予定となっております。この条例の骨子案ですが、一部、掲げさせていただいております。スライドのほうにも出させていただいております4点挙げております。1つ目は、実施の制限です。まず、今どこでも設置できるようになっているので、住居専用地域では不在型を作れませんということを規制していく内容を考えています。用途地域である住居地域ですね、ここの部分については制限をしていく。住居専用地域や住居地域などにおける不在型の施設を対象とした実施は制限します。それから、防犯カメラ等の設備の設置、しっかりと記録が残せるように防犯カメラを付けていくこと、それから、ごみの格納庫をしっかりと付けて、外に出しっ放しにならないようにするなどを考えています。それから、説明会による事前周知の義務づけ、これは、希望があればということになっておりますが、説明会を求めることができる。これは義務づけをしていくということで検討されています。また、必要な指導の実施と違反者の公表なども検討されています。

こういった大きな項目として4点、協議会の中では検討いただいております。現段階では、事前周知の対象として、近隣住民だけではなくて、所在地に応じた町会・自治会を対象に含めていくことも検討していただいております。なので、町会の皆様からご要望があれば説明会をしていくことを義務づけていく。やらなきゃいけないよというふうになっていく、検討中です。加えて、管理業者等の変更があった場合、これで

すね、実は管理者が標識に付いていても、途中で変わって、連絡先が変わっちゃって、追えなくなっちゃうなんていうことがありますと、こういうことを防ぐために、管理者等の変更があった場合も、書面によって、再度、事前の周知を近隣住民の方々にを行うということも規定をしていきたいという検討がされています。

このような形で、適切に住宅宿泊事業を実施していくことを条例で定めていきたいと思っています。

一方で、きちんとルールを守って、住宅宿泊事業を運営されている事業者も数多くいらっしゃいます。これは観光でしたり、地域の活性化でしたり、産業の活性化ということにも資する取組になっておりますので、民泊全部が駄目ではなくて、ルールを守って、地域の経済の活性化に資するような取組につながっている優良な事業者については、むしろ、地域と共に共生に向けた取組を実施している施設として、登録制度をつくって公表していく。区の優良事業者ですよということを公表していくような登録制度を設ける検討も行っております。

あくまでも現時点での案でもありますので、次の第4回協議会で条例案の検討を行っていただきまして、来年3月下旬頃にパブリックコメントを実施できればという流れで考えております。また、これまでの協議会でご議論いただいた内容等の議事録資料は、区のホームページでご覧いただけるように掲載をしておりますので、お時間があればぜひご覧いただきたいなというふうに思っております。

このような形であります。今回ご要望いただきました事業者が責任を持って宿泊客にマナーの遵守やごみ出しの仕方を説明して、トラブルの際には迅速に対応するような適切な指導につきましては、これまでも実施をしてきたつもりではあるのですが、とはいえ、苦情件数は増えているということで、条例検討と併せて、監視指導体制の強化も検討しています。届出をされた事業者がちゃんとルールを守ってやっているかどうかを巡回しながら点検をしていく、そんなことも、区としては行っていきたいなというふうに思っておりますので、そういったことを含めて、適切な運営が確保されるよう、区としても、条例制定と併せて、様々な工夫、努力をしていきたいというふうに思っております。

今後ともご相談させていただきながら、様々な検討を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

やまだ区長ありがとうございます。

それでは、この説明を受けてご意見のある方は挙手をいただき、職員からマイクを受け取っていただきましてご発言をお願いしたいと思います。

◎B常任理事

志茂一丁目のBです。やはりごみの問題が多くて、私が、前、清掃事務所に問い合わせたら、民泊のごみは収集しないとのことでした。先ほど区長が、集積所とおっしゃいましたけれども、コンテナを設置してもらって、そのごみがどの業者が持つていくのかということ、契約書なりに明示されたほうがいいのではないかと思います。そうでないとやっぱり集積所に捨ててしまう。すると、その近隣の管理している人たちが、勝手に捨て、予定されてないごみということで置いていかれて、また清掃業

者の方も困る、シールを貼って置いていくと、未処理で置いていかれる、そういう状態の繰り返しなので、その辺り、要するに、どの店舗も、病院でも、みんな専用業者が持っていくわけですね。そういうところを明確にさせていただければと思います。

◎やまだ区長

そのとおりだと思います。おっしゃるとおりで、そのコンテナを設置してもらって、事業系のごみになります。事業系ごみとして責任を持って事業者が処分をしていくということがルールになりますので、そこの指導もしっかりとルール化していきますので。

◎B 常任理事

その辺が、何か、集積所に捨ててもいいのなとか、事業者もそう思っているとまずいので、その辺を明確にして。

◎やまだ区長

はい、おっしゃるとおりです。

◎B 常任理事

お願いしたい。

◎やまだ区長

なので、まず、その区別できるようにコンテナを設置するということを義務づけていくこと。そして、それがあくまで事業系のごみとして、事業者として処分していくこと、ここまで、ご指摘のとおり、周知して徹底していきたいというふうに思っております。

◎B 常任理事

よろしく願いいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。歩く途中で捨ててっちゃったりとかというのがよく聞いたりもしますね。

◎B 常任理事

それは住んでいる人なんです。駅に向かうときに捨てていくとかあります。

◎やまだ区長

はい、どうぞ。

◎区長室長

どうぞ、お先に、すみません、手を挙げていただいた方に。

◎C 常任理事

赤羽自治会のCと申します。この4ページに書いてある。年間180日と書いてありますけれども、180日の稼働している監視はどういうふうになさるということか。

◎やまだ区長

今の時点で、180日以上やっているかやってないかを確認するすべは、区の中では持っていません。

(※後日、生活衛生課により以下補足。「次の情報により180日超の疑いが判明した場合、事業者に対し調査を行い、180日超が確定した場合、指導を行っている。

①事業者から区への2か月ごとの宿泊実績報告 ②住宅宿泊管理業から入手した情報

に基づく、観光庁から区への情報提供」)

◎C 常任理事

分かりました。

◎やまだ区長

なので、ここの、例えば、週何日だよとかということも定めませんので、これは、あくまで、巡回していく中で確認をしていく。ただ、その書類として出してもらうかどうかということころまでは、現時点では協議会なんかも含めて、議論していただくような形になろうかと思えます。

これは、そもそも、区というよりも、国の法律の中での180日というところを前提とした活動だということで取扱いのほうが入っているので、そこをチェックしていく機能というのを、どうやって持たせるかというのは、非常に課題ですね。

◎B 常任理事

難しいですね。

◎やまだ区長。

難しいですね。

◎B 常任理事

それから、この表にある件数なのですけども、これは、毎年毎年、これ、申請されている、届出されている件数ですね。そうすると、累計ではないという。

◎やまだ区長

今届出がある施設数としては、556施設。

◎B 常任理事

累計で556。

◎やまだ区長

そうです。施設あります。

◎B 常任理事

その辺の稼働がどんな具合なのか、知りたいところですし、あと、民泊が、安いから利用するわけなので、結局、利用する人というのは、そういう安いところを狙ってくる人たちなので、やっぱり、そのいい、悪いという部分も大分お叱りを受ける部分じゃないかなと私は想像します。私のほうの意見はそれだけでございます。

◎やまだ区長

先ほどその条例制定後の運用の部分で、監視体制とか、巡回しながら確認をしていく作業を改めて加えていきますので、その部分でしっかりと対応できる部分を強化したいなというふうに思います。明確な180日、それから、来られる方々、その場で注意できるかというとなかなかあれですけども、ただ、そういった制度を変えていくことで、事業者の比率というか、その部分を高めていく効果は十分にあると思っておりますので、しっかりと、区民の方々の生活に影響を及ぼさないような運営にしていきたいというふうに頑張ります。よろしく申し上げます。

◎D 副会長

先ほどの事前周知のことでお聞きしたいのですけれども、10メートル範囲に周知しているわけですよ。できれば、個人的に、町会長さんだけには事前に教えていただ

ければありがたいかなと思うのですよ。多分、今日来てらっしゃる町会長さん、どのぐらい自分の区域に、何件、民泊があるかというのを多分ご存じじゃないと思うのですね。私も岩淵町なのですけれども、三つだけは確認できているのですよ。それで、昨日、〇〇さんにお伺いして、だから住所も教えていただければ、周りの10メートルの範囲の方たちは承知していると思うのですけれども、できれば町会長にも、どこにあるかということをお教えいただければありがたいです。

◎やまだ区長

実はですね、今のガイドラインの中でも、10メートル以内と、あと、地域の町会・自治会から要望があれば、町会長に説明を行うことということが入っているのですね。

ただ、これは、条例後の義務づけとは違って、ご要望があれば説明を行うことというふうに、事業者には区としては言えるという形になるので、条例制定後、検討がそのまま進んでいけば、周辺の方々と共に町会・自治会への説明をしていくということをお義務づけていくという検討が、今、検討中であるよというふうになっています。できる規定が、しなさいみたいな形に変わっていく。

◎D副会長

勉強不足でした。だから、できれば区のほうから連絡いただけるのかなと私は思っていたので。

◎やまだ区長

これ、やっぱり非常に難しいですね。区のほうとして、先ほどの苦情の対応がすごく時間を取られていて、今、保健所の業務、そこが一番多いという話を聞いていて、なかなかその全部の届出のときの町会長にその都度、区が入れるということは、やっぱり、事業者の責任としてやることかなという部分を感じていますので、むしろ、その条例で義務づけていくことで、その責任を果たしてもらおうという考え方が一番順当かなというふうには感じています。

◎D副会長

分かりました。理解しました。

◎区長室長

ほかにご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ。

◎E常任理事

桐ヶ丘のEと申します。私、北区内で不動産業に従事している者ですが、過去にあった問題なのですけれども、一応、オーナーとして物件を持っていて、過去に、知らないうちに民泊登録されていたということがありました。今、登録の流れとして、例えば、物件の賃貸契約書や管理組合の規約だとかを確認するというをしているのかどうか聞きたいです。

◎やまだ区長

なるほど。すみません、今、私の知識で、今、そこがすぐに出てこなくて、ごめんなさい。確認させてください。

勝手に登録されている場合というのはやっぱり違法ですよ。その対応については、確認をして、もちろん駄目です。なので、そこを条例の中でどんなふうを確認していくのか、まず、通報いただいて、まさに、何だろう、違反、先ほどちょっと、今

後の条例上の取組の中でご説明をした、必要な指導等の実施と、違反者の公表、この部分に入っていかどうかということは確認をしたいと思います。

それですね、ごめんなさい。ここはちょっと違反者の公表ということだとどめているのですけれども、もちろん最終的には、協議会の中で議論いただく形なのですが、3段階、違反している人たちに指導しても全然言うことを聞きませんというところは、3段階で、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令、ここまで、議論の中では出ていると聞いておりますので、協議会の中でしっかりとそこまで、区の条例の中で、違反が何回言っても守ってくれない事業者については、そこまで厳しく対処していくことも想定しながら、協議会の中でご議論いただいている形です。まだ決定事項ではないので、協議の段階ですというふうにはしか言えないのですけれども、その中に、今のようなご指摘の内容が含まれていくものと想像していますので、そこは内容を確認していきます。

◎E 常任理事

この通報についてですけれども、実態として、又貸しでうちの所有している物件が、勝手に民泊登録されているということもあったので、その辺も罰則を厳罰化してもらいたいなと思っています。

◎やまだ区長

そうですね。これというのは、賃貸借契約の中の部分と、その民間、民間のところと。

◎E 常任理事

私が貸した物件を借りた方が無断で民泊登録してしまって、そこから、例えば、理事長さんとか、組合の方から、何か民泊で人が出入りしているようだとか、本当の住民の方しか入れないところを、外国の方が出入りしているようだということもあって、私は宅建士として登録しているので、何か苦情が入ると、ものすごく困っていて、できればこういった規則で、賃貸契約書のほうも確認いただけると、トラブルがかなり回避できるのではないかと考えています。

◎やまだ区長

そうですね。二つあるとあって、1つは、まず、その賃貸借契約、区が入る前の段階の賃貸借契約の内容で、又貸し駄目よとなっていれば、まずそこでの処理になるのかなというふうに思います。なので、そもそも、民泊ができる物件じゃないということで、対象外として指導していくということができるとかどうかなということだと思います。なので、契約書上オーケーだった場合には、区としては何も言えないので。

◎E 常任理事

ほとんどの物件というのは、又貸し駄目となっているのですが、実際民泊として、こうやって勝手に貸し出されちゃっているということもあるので、こういった賃貸契約書のほうも確認いただくとすごくありがたいです。

私としては、ちゃんと契約、面接して貸出ししていて、その中で、又貸しとか、近隣に迷惑をかける行為は駄目ですと説明しているはずなのですが、民泊で貸されてしまうと、オーナーさんのほうから、こういった管理をされているのだという苦情もあるので、今後は、こういう管理組合の規則だとか、賃貸契約書を確認いただき

たいなと思います。

◎やまだ区長

届出の内容はどこまでかということをも確認したいと思います。届出のされる前提は、民泊として活用できる物件という前提で届出を受けているはずなので、それが、そもそも、それ、対象外のところを使おうとしているということまで、実際に区が確認していけるかどうかということが、確認が必要かなと思って。まずは賃貸借契約で違反している部分については、民民の中で対応していただくということが一義的に必要かなとは思いますが、でも、ご意見としては十分承りましたので、よろしく願います。

◎E 常任理事

あともう1つ。管理している窓口の不在型のところがあるのですが、大体が24時間、緊急で対応しなければいけないことになってはいますが、大体、うちのほうの管理物件が間に入って通知をすると、24時間のはずが電話に出られないということもあるので、そうすると、確認ではないですが、ちゃんと適正に管理されているのかという、そういった確認も必要なのかなと思っています。

◎やまだ区長

まさにそういった、24時間ちゃんと連絡が取れるようにしておかなきゃいけないのに連絡が取れなかったという場合に、先ほどの罰則の違反者への対応、指導ということの対象になってくると思いますので、しっかりやっていきたいと思っています。

ありがとうございます。

◎区長室長

ありがとうございました。

すみません、お時間も限られておりますので、二つ目のテーマに移りたいと思います。

大型マンション建設を考慮したバランスのとれたまちづくりについて、こちらについて、やまだ区長から現状の説明などをお願いいたします。

◎やまだ区長

お願いします。2点目についてです。大型マンション建設を考慮したバランスのとれたまちづくりについて、これは大きく二つ。建物、風や、それから、日影規制、日照に関することと、あと防災、大きくこの二つのお話でいただいていると思います。

まず、まちづくり、大規模マンションの建設そのものに対する考え方をご説明したいというふうに思っています。区では、区民の皆様のご意見を踏まえて策定をしています北区都市計画マスタープランというものがあります。今、マスタープラン2020に基づき、周辺環境に配慮した適切な建物の高さへの規制ですとか、誘導を推進することによりまして、著しく住環境を悪くしないよう、各地域の特性に応じたまちづくり、町並みの形成を図っています。都市マスとよく言われるのですが、地域によって、この地域はこういったまちづくりを進めていきますよというようなお示した内容になっております。

この都市計画マスタープランについては、必ず区民の方々のご意見をいただきながら策定をしていっております。という前提で、特に赤羽駅周辺などにおいては、市街

地再開発事業などによる都市機能の更新に合わせて、周辺環境の整備とともに、市街地環境の向上に資する適切な高度利用、一定の、駅周辺については、高さも認めながら誘導して、にぎわいのある魅力的な市街地の形成を考えております。

北本通りなどの主要幹線道路沿道においては、スカイラインの調和に配慮しながら、自動車の騒音ですとか、沿道と後背地の住環境を保全するとともに、延焼遮断機能の強化など、様々な機能が必要だと思っています。そういった意味で、中高層の建物が認められた計画として位置づけをしております。

東本通りですとか、都市計画道路の補助86号線など幹線道路や地区の幹線道路の沿道においては、延焼遮断機能の強化などを図るために周辺環境との調和に配慮しながら、一定の高さ、建物の高さを誘導しているのも現状として行っております。

神谷地域には、図にお示しのとおり、地図見えますでしょうかね。商業系と住居系そして工場系の用途地域が混在している地域でありまして、それぞれの地域ごとに高度地区や日影規制により住環境の保護を行っている現状であります。

そして、神谷地域には、左側の図にお示しをしております。次のページとなります。第2種高度地区と第3種高度地区により、また中央の図でお示しをしておりますが、東京都の日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例、これ、日影規制ですね、条例に基づき、一定時間以上の影を生じさせないように規制する条例ですね、建物建築物の形態を制限かけています。

また、風、ビル風については、東京都の環境影響評価条例に基づく環境アセスメント、環境影響評価とよく言われますが、によりまして、周辺環境への事前把握と環境配慮の誘導に取り組んでいます。環境アセスメントは許認可ではないことから、事業の中止や見直しを求めていくものではないのですが、風の環境対策として、建築物の形状等による配慮に加えて、植栽による防風対策を講じるように区としては求めているところです。

一方で、環境アセスメント、これは、全ての高層ビルに対して、アセスメントをかけていくということが義務づけられておりませんので、一定規模以上の大規模な開発事業を実施する際に、事業者があらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測、評価をして、その内容について住民や関係自治体などに意見を聞くということを定めているものでありますので、周辺の高層マンションを建てるというのは、なかなかあまり対象となるような規模ではないですね。この辺で見ますと、本当に大規模な開発事業、桐ヶ丘団地などはその対象となる、あのくらいの規模の場合に、環境アセスが求められる規模となっております。

区といたしましては、建築物の用途ですとか、面積、高さ等については、建築基準法、これ、法律ですね、法により規制をして、安全上、防火上、衛生上、そして適法に建築、維持管理されるよう指導と助言を事業主には助言をしております。

引き続き、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針ですとか、用途地域等に基づいて、地域特性に応じた土地利用を誘導していきたいなというふうに思っております。やはり、高い建物が建つと、なかなか、止めさせてほしいというお声を多くいただくことも確かです。一方で、建築基準法上、法律適法、法律に違反していない建物を建てる場合には、それをやめなさいと言うだけの、区としての権限を持って

いない部分もありまして、非常に難しいなというのが、個人的な思いとしてはあります。都市計画マスタープランに基づいて、しっかりと適法な建物を誘導していくということで、これからも事業者には周辺住民の方々に十分丁寧にご説明をしながら、ご理解いただくということを求めながら、ご理解をしていただきたいなというふうに思っております。まちづくりについて、建物についてはこのような形で、風と、それから日影の2点についてのご説明とさせていただきたいと思っております。

併せて、バランスのとれたまちづくりということではありますと、もう一点は、災害時の避難場所についてのお話になります。今回、災害時、いっぱい高層マンションが建って、どんどん住民が増えて、災害時の避難場所が今の計画で十分なのですかというお問合せだと思っております。災害時に拡大する火災から身を守るための場所として、三つの考え方があります。まず、いつとき避難、いつとき集合場所、それから避難場所、そして避難所、大きく三つ、用意されています。いつとき集合場所というのが、大地震発生後、大きな地震が起きた場合には火災が発生するリスクが高まりますので、火災が広がって危険が迫る可能性がある場合には、まず、広い場所に逃げていただくということで、近隣住民の方々の安否及び周辺の安全確認を行うまで、一時的に集合場所として広場に集まっていただくということになっています。そして避難場所、これは、火災が迫る住宅や事業所、いつとき集合場所等にいることが危険な場合に避難する場所として位置づけています。東京都震災対策条例に基づきまして、東京都が指定をしている区民が割り当てられている場所は、区内外合わせて21か所あります。区外は、尾久の原公園、荒川ですとか、家政大など、北区・板橋区浮間公園ですとか荒川河川敷緑地の一帯など、区内外の場所として指定されています。

避難所は、災害後の家屋倒壊ですとか、自宅で住めない場合に、生活ができない被災者が一定の期間生活をする場所として、小中学校の体育館などを、災害対策基本法に基づいて区市町村、北区が指定している場所となっています。今回お話をいただいております避難場所のお話であります。避難場所の考え方としまして、避難距離が約おおむね3キロ以内、そして1人当たりの平米数が1平米以上になるように設定されています。そして、おおむね5年ごとに見直し、先ほどお話しさせていただいたとおり、周辺住民の方々、居住者数が増えて、ちゃんと足りているかなということの見直しを、おおむね5年ごとに見直しを図っています。今回の見直しは令和9年度中を想定しています。

避難場所は、原則、区域割当てにより指定しておりまして、この下の部分に表として参考として、神谷地区における避難場所を挙げさせていただいております。北運動場、北運動公園一帯、それから、王子五丁目団地一帯、そして東京成徳学園、神谷堀公園一帯、この三つとなります。地区の割当ても挙げさせていただいております。おおむね、先ほど、指定基準として1平米以上ということで定められておりますが、各避難場所、1人当たりの面積は、おおむね1平米以上になっている計算ではありません。ただ、これ、この割当て区域に住んでいる方の住民の人口と場所で割り返しているだけなので、夜間なのか、昼間なのか、どういう時間帯なのかによっては前後するということは十分想定として考えられるので、1平米あればいいよねという考えでいるということだけではないこともちゃんと認識を持たせていただいております。

どのような状況であっても、多くの方々がきちんと避難場所に集まれるような考え方をしっかり示していくこと、それとともに、このエリアが何丁目、どこどの何丁目にお住まいの方はまずここに避難場所として行ってくださいということを周知していくこと、この二つを意識していかなければいけないなというふうに思っております。

災害時の避難場所についてはこのような説明とさせていただきたいと思っております。

ごめんなさい。もう1個ありましたね、町会・自治会の加入促進。

大きいマンションが増えて、高層マンションが増えて、住民が増えます。そして、その方々に町会・自治会への加入をしっかりとしていくということは、もうこれは本当に毎年ご要望いただいている、すみません。認識を持たせていただきながらも、テーマとしては続けております。区では町会・自治会の活動を持続可能なものとしていくために、様々な支援に取り組んでいます。この新しい住民の方々に町会・自治会に入ってもらって、その周知を、とにかく行っていきたいということで、大きく四つ、取組をご紹介します。

これまでも申し上げてきている部分で、重なっちゃうのですけれども、今年3月、令和7年3月に開設しました町会・自治会のポータルサイトのご案内です。これはインターネットやSNSをふだんから活用している若い人たちがそういったホームページ、北区のページを見て、そこから町会・自治会の活動を知っていただき、加入まで届けばいいなという思いでポータルサイトを立ち上げました。町会・自治会で、皆さんすごくたくさんのお取組をされていて、この取組を少しでも知ってもらいたい。ご紹介することと、専用フォームで加入申込みができるようにしています。10月末現在で、25世帯60人の方から加入申込みをいただいています。すみません。まだ25世帯ということではありますが、実績が出始めておりますので、ぜひ、引き続き、工夫をしながら周知活動を続けていきたいなと思っております。なお、区内に185の町会・自治会があるのですけれども、各町会・自治会そのもののサイトのリンクですね。区のホームページから町会・自治会のホームページに飛んでいくためのリンクを貼っているのですけれども、この掲載が、まだその全体の12.4%、24町会・自治会にとどまっていることも現状としてあります。区でも町会・自治会の皆様のホームページだとか、LINEですとか、SNSの環境づくり、それを設定していくお手伝いを、これからもっともっと強化をして、自分の住んでいる地域でどんなイベントがあるかなって多分若いお母さんとかは検索して調べるのですよね。掲示板を見て認識される方ももちろん多くいらっしゃるのですけれども、ぽちぽちぽちって検索する方も多いので、そこにちゃんと引っかかってくるような仕組みを、区と町会の皆様と両方、ホームページを作ったり、LINEを作ってもらって、引っかかってくるような、そこからつながっていける仕組みを引き続きやっていきたいなと思っておりますので、ぜひ、町会・自治会の皆様におかれましても、インターネットやSNSの活用を、伴走型で、区もちゃんとご支援申し上げていきたいと思っておりますので、ご検討いただきたいと思いますというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして二つ目が、加入促進としては、転入者向けに区民事務所に転入の手続に来られた方々に町会加入のご案内を配らせていただいております。このときに、今現在、中国語、英語、韓国語版、外国人の方に向けても、こういう組織があって、こんな活

動をしていますよということを積極的にご案内しています。今、9.6%まで、区内の住民の方々、3万1,000人ぐらいかな、外国人の方々が増えてきています。今まで8%台だったのですが、9%台になりまして、中国の方が多いのですけれども、また、ミャンマー、ネパール、ベトナム、バングラディシュなど、幅広く住民の方が増えていきますので、それぞれの言語の対応もしていけるように、今、検討もしております。今後は、掲載内容の見直しですとか、充実を図りながら、多言語対応もして、多くの方々に、町会・自治会の活動に、参加をまずしていただけるような促進を、区としても頑張っていきたいなというふうに思っております。

そして三つ目が、町会・自治会加入の誘導計画報告書の提出を、新たに集合住宅を作りますというときに出してもらうことを行っています。具体的には、東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例、こういう条例が前からあります。この条例に基づきまして、入居の申込みや購入契約の際に、建築主から町会・自治会への加入を案内していただいています。また、区から共同住宅の建設等の情報を、町会の皆様、町会長の皆様にご提供させていただき、町会・自治会から加入の勧奨を進めていただくことを、地域活動への参加、お誘いいただいているものだと認識しております。いつもありがとうございます。なので、建設しますよというふうに情報が区のほうに入った時点で、条例に基づき、しっかりと、申込みをしてくださいねというご案内をしていくこと、それから、ここにマンションができますということを町会の皆様にご案内をしながら、町会と一緒に加入促進の声をかけていくということ、これからもしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

四つ目、最後四つ目が、地域の担い手の育成講座であります。新しい方々に入っていくこともそうなのですが、やっぱり地域の、住んでいるけれども、担い手として若い方々にも入っていくために、担い手養成講座を開催しております。若い世代に、ぜひバトンタッチをしてもらいたいなという、その円滑な引継ぎが、仕組み上できていくといいなと思っております。主体的に地域活動に参加するきっかけをつくることを目的としまして、講座を開催させていただいております。講座では、町会・自治会の活動などをテーマに、地域活動の大切さの理解、促進ですとか、また、受講者の行動変容につながるような工夫を凝らした講座内容となっております。

区では町会・自治会の活動を持続可能なものとしていくために、これからも全力で皆さんと一緒に二人三脚で、促進に向けて頑張りたいと思っております。まず、支援の取組として、これからの仕組みづくりですね、検討していきたいと思っております。他区の取組もいろいろ研究、勉強させていただいておりますので、活用できるものについては、所管と検討しながら行っていきたいなというふうに思っています。

以上、ご説明とさせていただきます。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございました。

大変申し訳ございません。ここで時間となってしまいましたけれども、どうしても資料が、もう思いがあふれて、たくさん今日お持ちしてしまった関係で、すみません、時間が。

ご質問よろしいですか。それではただいまの説明を受けて、ご質問ある方がいで

しょうか。

◎C常任理事

赤羽自治会のCでございます。9ページにあります、大型マンションの建設を考慮しながら、バランスのとれたまちづくり、これが非常に大切でして、今で言えば、神谷地区に、DNPの工場跡地に大規模なマンションがたくさん建ってきて、そのために、学校のキャパシティがオーバーしてしまうとか、そういうことがあるのです。かつて、過去に赤羽台の団地、公団ができて、大勢の人たちが集まり、赤羽台東小学校、赤羽台西小学校が出来上がりました。ところが、30年たってみたら、住んでいた方がみんなご老人になってしまって、救急車の出動回数が一番多い地区だというお話にもなった。子どもが減ったために、赤羽台東小学校は閉校になってしまいました。そのことの繰り返しなのです。大規模開発というのは、本当に、一見、とても素晴らしいことだ。そのときはいいのです。同じ世代の同じ所得層の人たちがみんな一遍にぱっと来ます。その人たちが30年たってご老人になっていくので、救急車が毎日のように出動するような事態になる。そういうようなまちづくりというのが果たしていいものなのかどうか、ここら辺で、もう一回、考え直したほうがいいのではないかと思います。私なりのアイデアとしては、大型のマンションは、例えば、5年に一遍とか、10年に一遍ずつ、ちょこちょこつくっていくとかね。そんなふうにしていかないことには、一遍につくられてしまうと、そういう弊害が必ず起きてくるという問題をここで話ししておきたいと思います。

◎やまだ区長

はい、ありがとうございます。

会長がおっしゃるとおりで、まさに、地域で現場をよく感じていただいているお声だなということは十分理解をさせていただいております。お言葉も重みを感じます。私たち、区として大きく二つありまして、やっぱり1つは公としてしっかりとやっつけていかなければいけない部分と、あと民間、例えば、大きな事業者だけではなく、個人の方も含めて、土地を持っている権利者の方々の権利をどこまで制約していいかという部分は、区の立場として、非常に難しい部分があると思います。なので、全て、例えば、皆様の中で、広大な土地を所有されていて、マンションを建てたいなと思っても、区として、5年に一度ですよということを制約していくことができるかどうか。これは、まさに、個人の権利を阻害する部分として、難しいという部分は基本的にあります。

ただ一方で、全体的な町並みとして、どういう町並みがふさわしいのかという、なので、都市計画マスタープランというようなもので、一定程度の方向性をお示しすること、地権者、権利者の方々の権利を、何と云うんですかね、著しく阻害していかないという、これは地域の方々のご意見なども含めて、この都市マスタープラン、都市マスはつくらせていただいておりますので、駅周辺と、それから住宅地と、また場所によっては全く変わってきますので、この兼ね合いをしっかりと認識しながら、私たち、地域の方々とのルールをつくり、お話し合いをしながら決めて、それに向けてご支援をしていく、私たちもお願いしていくということが、基本的に必要かなということとは思っております。

あと、これは個人的な考え方も含めてなのですが、北区にだけではなくて、町はやっぱり生きていて、私たち、こうしてほしいなと思っても、そのとおりにならないような。人口推計だとか、いろいろ先行きを見通して施策を考えて打つのですけれども、統廃合も含めてですね。やっぱりそのとおりにはありません。なので、何が大切かと、自分で思っているのは、それに対応していく対応力をしっかりと区として持つていくこと、公として区民サービスを低下させないための財政力ですとか、対応力ということ、いかに持つていくかということが、今の会長がおっしゃったとおりに、いろんなことが、この年代によって起こってくる。そこを見据えて、そのときにはどう対応し、区民の生活を守っていくことができるかということ、長い視点で、現在と将来的なものとの両方の視点を持つて行っていくことをやっていきたいなというふうに思っておりますので、会長のご指摘ですとか、思いは、本当にそのとおりにだなということを感じさせていただいているのですけれども、その思いも含めて、私たち区としては、地域の方々と一緒にその地域を衰退させないこと、一定の活性化、ずっと環境の変化があっても活性化を続けていくよう努力していきたいというふうに思っていますので、ぜひご理解いただけたらありがたいと思います。

お答えになっているか、ですけれども、ありがとうございます。

◎区長室長

C常任理事、ありがとうございました。

A会長、どうぞ会長よろしくお願いします。

◎A会長

区長にちょっとお聞きしたいのですけれども、この間JCOMで、区長が先頭に立って頑張っている、北おこし北区というのですかね。それを見ていたのですけれども、一生懸命、区長が頑張っているのに、我々、地域で何ができるかということが1つと、まだ北区はマイナーで、メジャーになっていないと思うのですよ。この北区を全国的にメジャーするために今、区長が頑張っているこの北おこし北区をどういう形で持つていくのか、北区だけじゃなくて地域でできることがあれば教えてもらえればいいかなと思います。

◎やまだ区長

ありがとうございます。今、ちょっと小さくて見えづらいのですが、今、北区ニュースでも大きく出しました、「きたいを超える東京北区」という新しいブランディングメッセージとロゴを作りました。このロゴですね、何と、ユニクロの広告などを手掛けているデザイナーさんが手を挙げて応募してくださって、著名な方でした。

それで、私たちが考えているのは、北区ってすごく魅力がいっぱいあるのです。すごくいいところだと思っています。自然豊か、交通の便、そして、何より人、多くの人たちを受け入れてくれる受容性、寛容性みたいなところも含めて、北区の魅力が町並みも含めていっぱいある。これを区民の方々は当たり前すぎちゃって、魅力だってあまり認識されてないんじゃないかなと思っています。なので、私は、やっぱり区民、区が言うだけではなくて、区民の皆さんと一緒に、町会・自治会の皆さんと一緒に、これって実はすごい魅力だよなということをどんどん発信していくという区民巻き込み型なんですね。一緒にそのいいところを発信していくという取組をやらせて

いただきたいなというのが思いとしてあります。なので、このマーク、実は、北区ニュースにもいっぱいいろいろな色を出させていただいたのですが、100種類以上いろいろな色として作っています。これを、町会・自治会の皆さんでご自由に活用していただき、例えば、町会のTシャツを作る、ジャンパーを作るときにぼんと入れていただいたりとか、町会ごとにテーマの色がありますよね。何々町会は赤とか、赤のマークを使って発信していただくとか、そういったことをみんなで作っていただくことができたなら、もちろん区役所も、いろいろなロゴマークを入れるところには、作って、このマークを入れていくとかしていきたいと思っていますのですけれども、北区は、こんなところが魅力だよということを、皆さんが思っている以上の期待を超えている部分を、ぜひ発信していただくことを一緒にやることで、北区って実はこんなすごいんだという期待を超えていく、それから「来たい」いろいろな言葉をかけているのですけれども、「きたいを超える東京北区」ということを皆さんと一緒に発見し、発信をしていくということをぜひ、町会・自治会の皆様にも、町場で、町会の活動の中で取り入れていただけたらうれしいなと思っています。

このマークを使ってくださいというご案内は、ちょっとルールをつくっていますので、ルール化ができた段階で、町会・自治会の皆様にもその使い方について、もちろん無料です。使うときに幾ら下さいということは言いませんので、ただTシャツを作るときとかは、町会のお金で作っていただきたいのですけれども、そんな形で。

来年、北区は創立80周年です。なので、北区といえば東京北区、札幌とか名古屋とか、そういうふうに北区はいっぱいあるので、どこの北区かと言われないうように、北区といえば東京北区だねと、すぐ伝わるような発信をしていき、有名になることがいいという意味じゃなくて、北区の魅力をまた区民の皆さんと一緒に共有をして、豊かさを感じていただくまちづくりができたならというふうに思っておりますので、いいアイデアがあったらいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

A会長、そして各理事の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

6. 閉会挨拶

◎区長室長

それでは最後に、赤羽地区町会・自治会連合会のF副会長様から閉会のご挨拶をいただきたいと存じます。

F副会長様よろしくお願いいたします。

◎F副会長

ありがとうございます。

赤羽地区町会・自治会連合会常任理事会ときずなトーク、それで、意見交換会と、長時間にわたり、皆様、お疲れさまでございました。やまだ区長、本当に勉強になりました。ありがとうございました。これだけ長く皆さんと一緒にいると、本当にきずなが深まったような気がします。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎区長室長

F副会長、ありがとうございました。

それでは、本日のきずなトークをこれにて終了とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。

フ . 閉 会

◎やまだ区長

ありがとうございます。

刊行物登録番号

7-1-128

令和7年度きずなトーク議事要旨
(令和8年3月発行)

発行 東京都北区総務部区長室
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 03(3908)1219